

平成26年度一般会計補正予算特別委員会会議録

平成26年7月1日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 17:36

○委員長

ただいまから、平成26年度一般会計補正予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法について、おはかりさせていただきます。本日から補正予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきます。

次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は3つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。

なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出の方で、質疑をお願いします。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、各補正についての質疑を行います。

次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。

また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

次に、委員の皆さんに、お願いいたします。先にも発言いたしました、この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、通告制を採用しております。通告外の質疑につきましては、それぞれ区切りました各款の最後に、お受けします。ただし、通告された質疑に、関連しての質疑をしたいとの申し出があった場合は、その場でお受けする取扱いにしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。

要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただいま要求された資料を事務局に配付させます。

(配 付)

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の概要について説明をさせていただきます。

配布いたしております「平成26年度補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、市長選挙の関係から、当初予算でいわゆる“骨格予算”を編成しておりましたので、政策的な新規事業や投資的経費等を計上いたしております。

補正額につきましては、一般会計で22億4581万2千円を追加し、予算の総額を693億7581万2千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

この表は、下のほうに記載しておりますように、平成26年度当初予算額に今回の補正予算額を合計した平成26年度補正後予算額と平成25年度当初予算額の比較表でございます。一般会計で、平成26年度補正後予算額は平成25年度当初予算額と比較しますと、67億9981万2千円の増額となっております。

3ページをお願いします。

補正予算の概要を費目毎にまとめております。その中の主なものについて、ご説明いたします。まず、歳入ですが、国庫支出金および県支出金につきましては、今回の補正で計上しております補助対象実施事業に係る国・県の補助金および交付金等を計上しておりますが、各事業の内容は、歳出の欄でご説明させていただきます。

財産収入では、笠城ダム公園及び神の前広場敷買戻しに伴う土地開発公社の運用収入1799万4千円を追加しております。

繰入金では、財源調整により財政調整基金4億1152万3千円を追加いたしております。これにより同繰入金の予算額は、5億2992万9千円となります。また、地域振興基金は、地域の元気臨時交付金を対象事業に充当するため、2億42万円追加いたしております。

市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業費の追加により11億9930万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。

総務費、文書広報費のホームページ更新事業費は、利用者が必要とする情報にたどりつきやすく、見やすい市ホームページの全面的なリニューアルを行う更新委託料を追加するものでございます。

財産管理費の土地開発基金運用収入繰出金は、笠城ダム公園及び神の前広場敷買戻しに伴う運用収入の積立を行うため追加するものでございます。

同じく財産管理費の住宅団地分譲跡地管理費は、庄内赤坂の青葉台団地調整池及び道路法面の改良工事に係る経費を計上いたしております。

颯田地区自治公民館移譲経費は、颯田自治公民館24館の地元自治会への移譲に伴います経費を計上いたしております。

地域振興費の筑穂ふれあい交流センター整備事業費は、筑穂庁舎3階を住民のふれあいの場である公共施設として利用可能な用途に変更するための経費を計上いたしております。

まちづくり協議会補助金は、各まちづくり協議会で策定されたまちづくり計画を基に、活動推進費として1協議会あたり100万円を限度として交付するものでございます。

電算管理費の住基等基幹業務システム改造委託料は、平成28年1月から開始されます国の社会保障・税番号制度に対応するため、各基幹業務システムの改造に係る経費を追加するものでございます。

高齢者福祉費の地域包括ケアシステム構築事業費は、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが、日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）を構築する手段の一つである地域ケア会議の在り方について検討を行う経費を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

民生費、児童福祉総務費の乳児家庭全戸訪問事業費は、赤ちゃんすくすく元気訪問事業として、乳児家庭に訪問員が訪問し、子育てに関する相談受付や情報を提供する事業を行っておりますが、その訪問時に出産祝品を渡すための経費を追加いたしております。

子ども医療費は、現行小学6年生までの入院医療費補助を平成27年1月から、中学3年生まで拡大することに伴います医療費を追加するものでございます。

児童措置費の私立保育所整備事業費補助金は、2ヶ所の私立保育園が実施する施設整備に対して県の補助2/3を活用し、その整備に係る補助を行うため計上いたしております。

保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園への資金の交付を行うものでございます。

保育所費の子育てプラザ整備事業費は、飯塚東町に設置運営しております「街なか子育てひろば」を移転し、飯塚本町東地区に「子育てプラザ」を新たに建設するための経費を計上いたしております。

青少年対策費の幸袋地区児童館から穂波東地区児童館の3つの児童館は小中学校統合事業に伴い、一貫校と併設して建設するものでございますが、各児童館建設事業費の見直し等の経費を追加いたしております。

衛生費、保健衛生総務費の公的病院等運営費補助金は、公立病院ガイドラインにおいて、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がなされることから、救急医療、無料低額診療事業に対し、1千万円を限度として補助金を交付するものでございます。

健康づくり推進費の健康ポイント事業費は、各種検診、健康関連事業等に関する自主的な活動等をポイント化し、そのポイントに応じ抽選権を付与し、記念品を渡すことにより健康づくりへの参加を促すための経費を計上いたしております。

6ページをお願いいたします。

ごみ処理費の省エネルギー推進事業費は、バイオコークスを清掃工場の燃料として部分的に使用できれば、安定した燃料調達の一助となることから、その実証実験の経費を計上いたしております。

労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費は、小中学校敷を測量等の技術の習得・向上を図る場として提供し、測量士等を養成し、雇用創出につなげるための経費を追加するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の鳥獣被害対策実施隊員報酬は、鳥獣による農林業等に係る被害防止のための施策を効果的に推進するために対象鳥獣の捕獲等を行う実施隊員に支払う報酬を計上するものでございます。

農業土木費の農村環境整備事業費は、年次的に取り組んでおります、ため池の整備事業で相田の柳ヶ浦ため池護岸改良事業及び高田の乱れ橋ため池しゅんせつ工事に係る経費を追加するものでございます。

商工費、商工業振興費の地域活性化商品券発行事業補助金は、消費税率引上げに伴う消費の落ち込みを緩和し地域経済の活性化を図るため、当初予算計上分の額面2億2千万円に今回

1億1千万円を追加するもので、市の負担額は当初予算では50%が追加分については10%となります。

観光費では、連続ドラマ「花子とアン」を活用した観光振興を行うもので、パンフレットの作成やドラマ展、講演会の開催経費を追加するものでございます。

土木費、土木総務費の市道認定外道路特定業務委託料は、市が管理すべき道路で、未認定の道路について、道路台帳図面と現況の相違個所を調査するための経費を計上するものでございます。

木造戸建て住宅耐震改修促進事業費補助金は、県の補助金10/10を活用しまして個人所有の木造戸建て住宅の耐震改修に要する経費の20%、限度額30万円を補助するものでございます。

道路橋りょう維持費の道路補修事業費は、国の交付金を活用しまして、年次計画で道路の修繕事業を行うもので、有井・栄町線、柏の森・上三緒線、弁分・舍利蔵線の各道路の補修工事費を計上いたしております。

道路橋りょう新設改良費のヤサシ2号線道路改良事業費は、筑豊自動車運転免許試験場移転整備に伴い交通アクセスの向上を図るため、国の交付金を活用し整備するための経費を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。

鶴殿・大池線道路改良事業費は、鶴殿・大池線道路が狭隘であることから、離合場所を3年で3箇所設置するもので、その工事費を計上するものでございます。

目尾地域振興基本計画整備事業費は、目尾地域振興基本計画検討委員会の答申を受け、目尾小学校北側の道路を整備するための経費を計上いたしております。

河川新設改良費の勢田土手外急傾斜地崩壊対策事業は、民地及び市有地法面の一部が崩壊し、周辺家屋等に被害を及ぼす恐れがあるため、県補助1/2等を活用し、法面の改良工事を行う経費を計上いたしております。

都市計画総務費の中心市街地活性化事業費は、都市サインの整備工事として、区域内における総合案内板や歩行者向けの案内板等を設置するための経費を追加するものでございます。

公園費の神の前広場整備事業費は、広場敷を土地開発公社から買戻し、広場の整備を行う経費を計上いたしております。

また、笠城ダム公園敷購入費につきましても、公園敷を土地開発公社から都市公園として購入するための経費を計上いたしております。

住宅建設費の公営住宅改善事業費は、国の交付金を活用しまして、長寿命化計画に基づき吉北及び南尾公営住宅外壁等補修を行うための工事費を計上いたしております。

同じく、長楽寺団地公営住宅建替事業費は、国の交付金を活用しまして、長楽寺団地公営住宅の建設に伴う基本設計及び実施設計を行う経費を計上いたしております。

消防費、災害対策費の河川監視カメラ整備事業費は、浸水想定個所における避難勧告等の判断基準を確認するため、被害想定個所河川流域に河川監視カメラを設置するもので、庄内川の頼田支所付近に設置するための経費を計上いたしております。

教育費、小学校教育振興費の多層指導モデル推進事業費は、国の委託事業を受託し、読みの学習におけるつまずきへの段階的な指導・支援となる多層指導モデルをさらに推進し、従来の指導方法の工夫改善等に加え、発達障がいの支援のあり方などについて研究するための経費を追加するものでございます。

小学校及び中学校教育振興費の情報通信技術活用支援業務委託料は、平成26年度より稼働しております新規学校間ネットワークをより効率的、効果的に運用していくため、教職員のICT（情報通信技術）活用に対する能力や指導力の向上を図り、児童生徒に対する情報教育の充実を図るための支援業務に関する経費を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

小学校整備費及び中学校整備費では、目尾・幸袋、潤野・蓮台寺・鎮西および楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の建設工事費などの見直しなどによる経費を追加するものでございます。

公民館費の飯塚公民館改修事業費は、グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備等の設置に併せて、受変電設備の改修、屋根防水等を行うための経費を計上いたしております。

鎮西公民館建設事業費は、小中学校統合事業に伴う公民館の建設に係る経費を計上するものでございます。

保健体育施設整備費の穂波B&Gセンター・ウォーキングコース改修工事は、「健幸都市」の実現に向け、快適で安全なコースとするための改修費を計上いたしております。

繰越明許費は、颯田自治公民館以下3件につきまして、手続き及び着工時期等の関係から年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。また、幸袋地区児童館建設事業以下10件につきましては、着工時期の関係から年度内の事業完了が見込めないため変更するものでございます。

9ページの債務負担行為は、情報通信技術活用支援業務委託料につきまして、平成27年度までの2ヵ年事業として実施するため追加するものでございます。

11ページ以降に一般会計の前年度との予算額と6月補正予算を含んだ今年度年間予算額との比較資料等を添付いたしております。

12ページをお願いいたします。（資料No.4 一般会計歳入予算款別比較表）

この表は、一般会計の歳入を款別に25年度と比較したものでございます。総額では、一番下の合計欄に記載しておりますように、67億9981万2千円、10.9%の増となっております。

増減の主なものとして、国庫支出金が15億円以上の増となっておりますのは、目尾・幸袋小中学校および楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業に係る負担金・交付金13億9600万円の増、および臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金給付補助金7億1800万円の増、中心市街地活性化事業に係る経費5億9200万円の減が主な要因となっております。

また繰入金では、今回の補正で6億5800万円ほど追加しておりますが、対前年度では財政調整基金繰入金約5億3千万円の増および地域振興基金繰入金約8億600万円の増などにより約13億7千万円の増となっております。

16ページをお願いいたします。（資料No.8 一般会計歳出予算性質別比較表）

この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。

補助費が増額となっている要因としましては、まちづくり協議会補助金および、颯田自治公民館移譲事業、保育士等处遇改善事業の補助金などの計上によるものです。

投資的経費では、今回補正額の約18億6900万円弱を加えまして、前年度と比較いたしますと約53億4400万円の増となっております。

中心市街地活性化事業の減、川島公営住宅建設の終了などにより減となっておりますが、小中学校の大規模改造、統合事業および文化会館の改修事業の大幅な増などが主な要因となっております。

21ページをお願いいたします。（資料No.12 市債状況表）

各会計別の年度末市債現在高見込額の表を添付しております。一般会計では、平成26年度末で前年度より約103億9千万円の増加を見込んでおります。うち合併特例債は、約110億円の増加となります。

22ページをお願いいたします。（資料No.13 基金状況表）

最後に基金の状況についてご説明いたします。

この表は基金ごとに20年度から24年度までの年度末残高、及び25、26年度末見込残高を記載したものでございます。

上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が25年度決算見込では約73億2500万円、今回の補正予算計上時点での26年度末残高では約68億2600万円を見込んでおります。

2行目に記載しております減債基金を加えますと合計で約117億90万円の残高を見込んでおります。

なお、25年度の決算で剰余金が発生した場合には、その1/2を財政調整基金に積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず、第1款、議会費から第4款、衛生費まで、16ページから20ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております16ページ、総務費、ホームページ更新事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

おはようございます。通告させてもらいました、質疑につきまして質問させていただきます。まず1点目、文書広報費、ホームページ更新事業費について、お聞かせいただきます。予算の概要書のほうの4ページのほうになりますけども、補正額で1833万9千円、計上をされております。利用者が必要とする情報に辿り着きやすく、見やすい、使いやすい市公式ホームページの全面的なリニューアルを実施するものということでもありますけども、加えまして、資料要求のほうもさせてもらってございました。お忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございました。資料のほうで2ページになります。合併後からのホームページ管理業務の委託先、委託金額、委託内容ということで、平成18年から25年までのホームページの管理業者のほうと委託金額のほうを出してもらってあります。こちらの18年から25年までの分でお聞きしますけども、この委託業者の選定方法について、まずお示してください。

○情報化推進担当次長

ホームページの管理委託業務につきましては、毎年市内の登録業者から、指名競争入札により選定をさせていただいております。

○永末委員

毎年指名競争入札ということでしたけども、今年度、当初予算のほうを見ますと、ホームページ管理等委託料として455万円程度計上されております。今年度もこれまでと同じく、委託業者がホームページの管理をされているかと思うんですけども、今回の補正で新たにホームページ更新事業費として、1833万円が計上されておるわけですけど、このリニューアル後、これまでの市のホームページの管理、運営方法に何か変更点はございますでしょうか。

○情報化推進担当次長

ホームページの更新事業費補正後で1852万8千円につきましては、平成18年3月の合併時にそれまでの旧飯塚市のホームページに手を加えまして、新飯塚市のホームページとして管理運営を行ってききましたが、今年度、全面的にリニューアルをするための経費でございます。来年3月はじめの公開を予定しております、ホームページの更新委託料1779万6千円と、そのリニューアル作業の佳境の時期と言いますか、ことしの12月から来年3月までの4カ月間、臨時職員1名の雇用経費54万3千円を含めまして、あげさせていただいております。担当をしておりますのは、情報広報係の2名が主として行いますので、繁忙期が予想される4カ月間、臨時職員による事務補助を加え、業務を行う予定でございます。なお、補正前の18万

9千円につきましては、当初、リニューアル作業をスムーズに行うため、現ホームページの現状分析、事前の整理等を行うための経費として考えておりましたが、検討を進める中で、リニューアル作業におきまして、現在約6千ページ程あるページを、約3千ページまでに選択しまして、リニューアルする新しいホームページへと移行します。事前の分析整理を要しますので、その中で行えるというふうに判断しておりますので、18万9千円については不要となります。また、今回のホームページのリニューアルでは、新たにCMSというソフトを導入いたしまして、市職員によりホームページの更新を行うことを考えております。現在は、各課でホームページに掲載する情報をワードやエクセルにより作成し、決裁を受けた掲載依頼書とデジタルデータを、情報広報係で受け取り、常駐してもらっています事業者の技術者の方が、そのデータを基にプログラムソースを直接パソコンで書いて、ホームページの更新を行っております。この方法では、各課からのすべての掲載情報をひとりで作成することになり、掲載情報の多いときには、若干時間を要することもありますので、今回リニューアルで導入を考えております。CMSというソフトウェアを使って、ワード、エクセルが使えるパソコンスキルがあれば、比較的容易に各課で職員が個別に作成できる仕様となります。もちろん、今回リニューアルの経費には、CMSソフトの職員研修費用も含めて計上させていただいているところでございます。

○永末委員

リニューアルということで、各担当の職員さんが今後はホームページを自分で更新を行っていただけるようにしていきたいというふうなことでしたけども、ただ平成18年から25年、今年度にかけてのまで、ずっと同じような形で委託されてきて、そちらのほうでホームページを管理されてきたわけですけども、今回、今までずっと継続してきた部分をリニューアルさせるということで、変更させるわけですけど、大きな変更かと思うんですけど、そういったことに至った経緯について、少しお示しいただけますでしょうか。

○情報化推進担当次長

先ほども申しましたとおり、平成18年3月の合併以降、1度もリニューアルを行っておりません。画面のサイズやスマートフォンに対応したページもありませんので、それにホームページ全体では六千ページ余りと多くなり過ぎており、ページの構成も複雑で、利用者からほしい情報にすぐにたどり着かない、情報がわかりにくいといった意見が寄せられております。また、本年度末までに国及び地方公共団体は、高齢者や障がい者に配慮したホームページの使いやすさ、見やすさでありますアクセシビリティに関する日本工業規格において、一定基準以上を保ち、その試験結果も公表しなければならないと国のほうが示しておまして、今回のリニューアルにより市のホームページが、アクセシビリティ評価の基準をクリアし、利用者から質、量ともに満足していただけるよう、またあわせて、管理運用が容易に的確におこなえるようにリニューアルした市の公式ホームページを来年3月初旬に公開できるように取り組みたいと考えております。

なお、そのリニューアルしたホームページに関するシステム構成といたしましては、サーバー等のハードを市が保有しないクラウド方式による構成ということを考えております。

○永末委員

では、最後にちょっとお聞きしたいんですけど、今回リニューアルされて職員の方が、それぞれ担当課の方がホームページの更新業務を行っていくということですけども、平成18年から今年度までかかっているホームページ管理業務の委託料については、今後はもう要らなくなるということで認識しておいてよいでしょうか。

○情報化推進担当次長

事業者による管理委託料は不要になります。そのかわりに、CMSソフトを入れまして、そのライセンス費用だとか、先ほども言いましたクラウドによるハードの保守だとか、そういったものが必要になってまいります。ただし、現状と比べますと経費は下がるように試算してお

ります。

○永末委員

より使いやすい見やすいホームページにしていっていただきたいと思います。やはり、情報を今得るときに、まず何から入るかというところとやっぱりホームページから入っていくと思いますので、ぜひ、そのあたりしっかりと市民目線で使いやすいホームページをつくっていただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長

次に、16ページ、総務費、文書広報費、同じくホームページ更新事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

今のホームページ、確かに見にくいのは、本当に見にくいんですよ。だから、見やすいように新しくリニューアルするという点について、私は大賛成なんですけど、新しくリニューアルすることで、市民がこのホームページを見て、どういう、今のホームページと違った、このところがこういうふうに市民が直接ホームページに、例えば今やったらいろいろコメントは入れられるかもわかりませんが、いろんなものについて、例えば、アンケートとか何とかありますよね。そういうものについて、市民の意見を取り入れるというような形のものについては、何か検討しているものがありますか。

○情報化推進担当次長

いま質問者が言われますとおり、ホームページからアンケートができるような機能、それと直接ホームページのほうからメールが関係するところに送れるようなメールホーム、そういったものを備えて、新しいホームページでは、機能を充実させたいというふうには思っております。

○兼本委員

現在の、やっぱり市民に対する意見を聴取するとか何とかいうときには、ただ、いろんなところで説明会をするとか何とかいうのは、いま現在もやるとは思いますが、せっかくホームページがあるわけですからね。それを通じて市民の意見を入れる。特に先ほど言いましたように、高齢者とか障がい者が使いやすい、意見を言いやすいものということ、自宅でホームページを見ながら、障がい者の方たちなんかは、こういうものを作ってほしいというようなものが、直接担当課にメールが送れるとかいうようなものができれば、私はそれが一番いいだろうと思うんですね。あえてもうひとつ、せっかくこのホームページをやるわけですからね、他市でパブリックコメントを、ホームページで取り入れている自治体があるわけですよね。これも新しい大きな市の構想なんかがあった場合、パブリックコメントはどうしますかということで、個別にあっているわけですけどね。こういうのも、例えばホームページを通じてやるということになれば、結局いちいち出ていかなくてもいいし、向こうから来てもらうという暇も必要はないわけなんですよ。自宅でやれるわけです。そういうふうなものも、せっかくホームページを新しくリニューアルするんだしたら、そういうものも取り入れて、市民の声を一人でも多く取り入れる。市長がまさに言われる協働のまちづくりというのにね、それにも私は適用するだろうと思うんですけど、そういうお考えはありますか。

○情報化推進担当次長

このアンケート機能に関しましては、庁内からの要望も以前ありました。各課での施策や制度について、市民の意見を知る上では大変有効な手段だというふうには考えております。ただし、インターネットの環境下での意見の聴取になりますので、意見を寄せられた方が市民であるという確実性がないことも半面ございます。リニューアル後において、ホームページのアンケート機能を実際に運用しながら、パブリックコメントに関する要綱等のお話については、関係各課で検討させていただきたいというふうに思っております。

○兼本委員

ここでどうのこうのということは、いますぐの答えはでないと思いますけどね。パブリックコメントをやるとすれば、実施要綱か何かをつくらないかんと思うんですね、先ほど言われたように市民とか市外とかでね。市民ですよ、市外ですよというような形のものもあると思います。もちろん入れて、パブリックコメントですから、ある程度向こうの言われることもある程度聞くということですから、向こうの身分というのもきちっとしたものを出してもらわないかんという形で、横浜がそういうような形でやっているわけですよ。だから、横浜の実施要綱とかその規則とか、いろいろと、それこそインターネットで引き出せますので、よく見ていただいて、いま言われるように関係各課と相談して、ぜひ入れられるなら、そういうことをやっていただくと非常に大きな事業のときに市民に対して出すときにこういう事業、こういうふうを考えておりますけど、どうでしょうかというような形のものでやれるわけですからね。まさに、住民と行政との協働のまちづくりに私は的確する1つの大きな事業であることだろうと思います。せっかくのホームページ更新、リニューアルするということですからね。あと要綱をつくれれば、ホームページの中に入れ込むのはそんなに難しい話ではないと思いますので、検討していただきたいということをお願いして終わります。

○委員長

次に、17ページ、颯田地区自治公民館移譲事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

17ページ、財産管理費、颯田地区自治公民館移譲事業費補助金についてお聞きします。今回、補正予算額として5829万8千円計上されておられるわけですが、まずこの補助金の交付の目的について説明をお願いします。

○管財課長

先の総務委員会のご報告をさせていただいておりましたが、合併未調整事項でございました颯田地区の自治公民館のあり方につきましては、公共施設等のあり方に関する第1次実施計画において、地域住民や関係団体等と協議を行い廃止や移譲等を行っていくとしております。

なお、移譲に当たっては、老朽化している施設も多く施設を維持補修、管理するためには多額の経費を要することなどが予想されることから、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置についても検討を行う、としておりました。

この方針を受けまして、関係部署で協議を行い、移譲の際には当該施設の解体除去費相当額を基準として算定いたしました移譲事業補助金を交付することで、今後、地元自治会、関係者等と協議しながら移譲していくことといたしました。

今回、予算計上させていただきました補助金は、旧颯田町が建設し合併後も現在まで市の財産のまま地元住民の方々が使用されております颯田地区の24の自治公民館建物について、地元ごとに設立された地縁団体へ円滑な譲渡を進めるために補助金を交付するというものでございます。

颯田地区の自治公民館につきましては、いずれも旧颯田町が建設し合併前は維持補修費、管理運営費等も全て行政が負担するという形で、地域住民の方々が地域活動の拠点として利用してまいりました。

合併後は、管理運営を地元で行っておりますが、今後のこれらの自治公民館は地域のまちづくり活動等の拠点としてなくてはならない施設でありますので、補助金を交付いたしまして、市有財産のままとなっております公民館の建物を地元地縁団体へ移譲して、名実とも地元の財産として自治公民館の利用から維持、修繕、管理まで全て地元で行うことにより、他の地区の自治公民館と同様な運営形態になるというところで考えております。

○永末委員

今までは、旧穎田町時代から町が建設してその維持管理等も町が行ってということで、ただ平成18年に合併があっておるわけです。それ以降、何とかそちらの市有である公民館を何とかして地元のほうに移譲していきたいという方向性もわかります。行財政改革の流れのほうでそういった方向に行っているというのもわかっとなります。ただ、私のほうにも、やはりこういった補助金があるということに対して、やはり他の地区の方から少なからず不公平じゃないかという声もいただいております。

今回、公民館を無償で譲渡をすることに加えて、やはりそこにこの補助金をさらに与えるというところに関して、やはりそこが大きな不公平感というのを生んでいるというふうに感じております。そのことに対して実際、行政というのは公平公正に当然行政サービスを行っていくべきだと思うんですけど、そのことに対して実際どう考えてらっしゃるのでしょうか。

○管財課長

この補助金を交付することですが、先ほど申しました穎田地区の自治公民館は行政の施設として整備を行い、修繕、補修、建てかえについても行政が行っておりましたので、建築当初から地元の財産として地元の費用負担により建設、維持管理されている他の地区の自治公民館とは異なっております。

また、穎田地区のこの自治公民館建物も老朽化しているなど、今後の維持管理を考えますと一定の補助金を交付しないと移譲が進まず、他地区の自治公民館との平準化が図れないということを考えまして、補助金の交付を行い、移譲を進めたいと考えているところでございます。

○永末委員

その補助金がないことにはその移譲が進みにくいというのが現状であるというふうな回答であったかと思うんですけど、ただ一方でいま答弁ありましたように、やはり他地区の自治公民館というのは市からの補助金があるにしても、やはりその大部分を地元の住民からの寄付によってつくられておるわけです。

一方で旧穎田地区、旧穎田町というのは、建設自体、町のほうが行ってってもらっていたということで、その当初のつくった時点からもう当然、差はありますし、今回におきましては移譲した後に関しても解体費相当額ですかね、解体費相当額ということで、その補助金を渡していくというふうな流れになっています。

私あの今回、資料要求させてもらいました。4ページのほうですけども、実際補助金の予算計上額というのは5632万6千円なんですけど、24自治公民館の大体の補助金額、それぞれ出してもらいました。こういった形でそれぞれの公民館に対してお金のほうが補助されていくわけですけども、この現状、やはりほかの地区の方が知ったときにどう思われるのかというのは、やはり今後の行政運営においても大きくかかわってくると思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

○管財課長

いま他地区の方々の気持ちをというところですが、まず繰り返しの説明になりますが、穎田の自治公民館につきましては、行政がつくって行政が維持管理していたという、他の地区とは違った形態で運営されていた財産でございます。これは他の地区の方々と同じような自治公民館の運営をしていただくというところで、市の財産のままになっております建物を、補助金を交付することで移譲して、他の地区の自治公民館と同じような運営をしていただきたいと考えております。そういう考えでおります。よろしく願いいたします。

○永末委員

なかなか納得されないと思います、正直、他の地区の方からするとですね。これ、ちょっとまた違った角度からお聞きしますけど、この補助金、解体費相当額というふうな表現になっておるんですけど、これは解体にしか使えないということで理解してよろしいのでしょうか。

○管財課長

これは補助金を設定するときには一定の基準を設けるということになっておりまして、その一定の基準を、解体費相当額を基準に用いたところをございまして、使途につきましては、これは公民館の運営に使っていただくと。解体だけではないというふうに考えております。

○永末委員

実質どういった形で使うことも可能ということですよ。運営費等に使おうが、どういった形で使おうが自由ということだと思うんですけど、その最終的な形としては実際、自治公民館がそれぞれの地元のほうに帰っていくということで、形として平準化された形になるかと思うんですけど、私はそのプロセスにちょっと問題があるんじゃないかというふうに今回の補助金、感じております。まだ予算の段階ですんでお聞きしますけど、やはりこの形をとらないことにはこの移譲というのは難しいんでしょうか。

○財務部長

本件の補助金と申しますのは、平成21年の11月に作成いたしました公共施設等のあり方に関する実施計画、これを実施するに当たっての基本的な考え方の中に、これはご報告をさせていただいておりますが、一定の基準を定めた上で移譲の際に補助金、助成金を交付するという考え方に基づいて、今回提案をさせていただいております。

合併前の歴史の差を埋めまして、新市の協働のまちづくりの基礎となるこの自治公民館の運営の平準化を図った中で、新市の自治公民館活動を一体的に発展、推進をしていくという観点からぜひ必要な支出であるというふうに考えております。そういうふうに考えて、今回提案をさせていただいております。どうか海よりも深いご理解をいただきたいというふうに思っております。

○永末委員

私も、実際この予算を審議するという立場にあります。市民の、飯塚市民全体の代表として出てきておりますんで、全体という視点から判断したときにどうなのかという疑問が残らざるを得ません。ただ、そういった現状にもあるということですから、私としてはやはり平準化は進んでほしいです。ほしいですけども、そのプロセス、まあ例えば補助金の金額にしても総務委員会等でも報告ありましたけども、じゃあ何でこの金額なのかということも正直まだ納得できておりません。そういった部分から考えましても、もう少ししっかりと検討していただく余地があるんじゃないかということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、17ページ、筑穂ふれあい交流センター整備事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

17ページの地域振興費、筑穂ふれあい交流センター整備事業についてお尋ねをいたします。まず、この整備事業の内容を教えてください。

○まちづくり推進課長

この整備事業費につきましては、筑穂庁舎の3階を市民のふれあいの場として活用するため、筑穂ふれあい交流センターとして活用するために設計委託を行うものでございます。

○宮嶋委員

設計委託料ということですが、この施設の概要をお示してください。

○まちづくり推進課長

事業の概要につきましては、筑穂庁舎3階の一部、約381平方メートルになりますが、現在オープンの状態になっております執務室を区切られた部屋として活用するために、新規で壁等を設置する改良工事及び現在3階の西側の壁に設置してあります電気、それから防災関係の集中制御盤を1階のほうへ移設、並びに4階にあります民間の電算センターのセキュリティーを確保するために、エレベーターの前のドアに鍵などを設置するように考えております。

○宮嶋委員

公民館的な感じで使えるのかもしれませんが、どういうふうな活用を今後されるのか教えてください。

○まちづくり推進課長

具体的にはダンス教室や舞踊教室、それからカラオケ、囲碁、将棋等のサークルで活用できるような形でするように考えております。またあわせまして、貸館業務についても検討しているところでございます。

○宮嶋委員

筑穂の場合はすぐ上に公民館があると思うんですが、今もうそこが手狭になっていて、こういうをつくる必要があるという判断でしょうか。

○まちづくり推進課長

公民館と言いますより、老人福祉センターがございしますが、ここがかなり老朽化してきております。これがもう将来的には、どうなるかわからないという状況でございますので、そのような場合に、同じ機能を持たせたような形で、活用できればということで、今回計画をさせていただいたところでございます。

○宮嶋委員

筑穂庁舎に関しては、全体的にどういうふうを活用するというような方向性があるって、こういうふうに取り組まれているんでしょうか。

○まちづくり推進課長

まだ、具体的には確定しておりませんが、将来的には、いま現在1階がまちなかカフェという形で使わせていただいております。それから2階が、子育て機能を持った施設、それから3階が今回予算を上げております貸館業務等に活用するところで、いま計画を進めておるところでございます。

○宮嶋委員

きちっと、順序立てて活用をきちんと考えていただきたいと思いますが、これは出来上がったらどこがどういうふうに管理をされるんですか。

○まちづくり推進課長

今回予算を計上させていただいています分につきましては、筑穂地区まちづくり協議会のほうに業務について委託をお願いするところで、いま現在進めているところでございます。

○宮嶋委員

出来上がって、将来的には貸館業務みたいなものをされるのではないかとということです。そういう場合の管理は、やっぱりそこがするんですか。

○まちづくり推進課長

1階につきましては、筑穂支所の市民窓口課、それ以外につきましては、まちづくり推進課が所管ということになろうかと思っております。

○委員長

次に17ページ、まちづくり協議会補助金について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

このまちづくり協議会、この補助金が6月補正で上がってきた基本的な理由はなんですか。

○まちづくり推進課長

今回要求しております補助金につきましては、市内12地区のまちづくり協議会がそれぞれ策定されましたまちづくり計画を実現するために、今回予算をお願いしている分でございます。

○坂平委員

それはわかるわけよね。ただ、このまちづくり協議会、まちづくり計画、これは平成25年度に基本的に策定されてあるでしょう。これが当初予算に上がらずに、この補正で上がったこ

と自体がおかしいのではなからうかと。何も上げるなということをお願いするわけじゃない。上げていいですよ。上げる時期が間違っているんじゃないかと。だから、基本的に4、5、6月、この間全くまちづくり協議会は活動できないんですか。

○まちづくり推進課長

今回補正予算で要求しております分につきましては、もともとは当初予算の段階で要求しておりましたが、この補助金の中身がまちづくり協議会の支援費という目的の補助金でありますことから、政策的な経費になるということで、今回市長選挙が終わりました今回の補正予算で、改めて予算要求をお願いしているところでございます。

○坂平委員

その政策的経費という意味合いはどのような意味ですか。政策的経費はどのような意味合いで説明されているんですか。ちょっと理解がしにくいんですが。

○まちづくり推進課長

すみません。先ほどの追加になって申しわけないんですけど、運営費については既に当初予算から計上しておりましたので、既に運営はされております。政策的経費ということですが、一般的に飯塚市の第1次総合計画の基本構想に基づいて、主要施策となるべき重要な事業に係る経費、これを政策的経費というふうに認識しております。

○坂平委員

そうしたらどういった政策をされるということで要望が出たわけですか。

○財政課長

いま、まちづくり推進課長が答えましたように政策的経費ということで、実施3カ年計画要求事業にかかわる経費という位置づけをしております。その中で、実施3カ年の事業の位置づけとしまして、本市の主要事業、浸水対策、小中学校整備、中心市街地活性化事業とか少子高齢化、定住促進住宅関連事業、それ以外に重点施策事業として、各地域の自治力向上へは、拠点連携型都市構築に資する事業という中身に市民参加、自治、協働の意識が高揚する事業、こういったものをこの3カ年の中に位置づけておまして、そういうものについて、新規の今回事業という位置づけを持った中で投資的経費という中で、今回肉付けという予算にしたところでございます。

○坂平委員

あなたの説明は、ぼっと説明を受けてもなかなかピンとこない部分があるんですよ。だから肉付けをした予算で、これは人口割関係なく均等に100万円というような補助金の補てんですからね。その辺りをもう少しわかりやすくね、何かあれば説明を受けたいと思うんですけどね。

○まちづくり推進課長

各地区100万円の根拠的なものだろうと思いますが、それぞれのまちづくり計画の中で出されました事業を積み上げましたところ、平均して大体100万円程度の要求がありましたもので、これを今回要求しているというところです。

○坂平委員

答弁をね、少しまとめて言ってもらわんと、大体平均100万円ぐらいの要望がありましたから出しましたということじゃあ、なかなか理解しにくい部分があるんですよ。出す分はいいんですよ。まちづくり計画をね、推進していただく分は大いに出してほしいと思います。ただその根拠がね、こういったものに政策的に考えているから要求がありましたとか、もう少し具体的な説明がいただければありがたいんですがね。

○まちづくり推進課長

具体的ということですが、市長の言われます市民と協働のまちづくりをするために、それぞれ世代間交流イベントをしたりとか、地域の体育祭とかそういう事業のための費用です。

○委員長

次に17ページ、集会所整備事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

17ページ、人権同和推進費の集会所整備事業費ですが、さきの穎田地区自治公民館の問題でもいろいろ出てきましたけれども、それでちょっと関連してくる部分もあると思いますが、この工事の概要の説明をお願いします。

○人権同和政策課長

集会所整備事業の概要の資料にありますように、3カ所の集会所の改修工事を予定しております。南伊川の集会所、資料のほうの一番左のほうですけれども、につきましては、集会所と一体となっている倉庫を集会所の1室として使用するため、改修工事及びトイレ、台所、各改修工事を、畝割集会所につきましては、敷地の水はけが悪いということで、337平米の舗装工事を、潤野下区集会所につきましては、雨漏りがするというので屋根の工事、また舞台の床が老朽化して陥没するおそれがあるということで改修をおこないます。それと、トイレの改修工事を予定しております、いずれにつきましても老朽化等に伴う改修工事となっております。

○宮嶋委員

3カ所、資料の5ページに示していただいておりますが、3カ所ということで、いま改修の内容については諸々説明が行われました。これは全額市の予算で、市からの出費で改修工事を行うというふうになっているんですね。これ積み上げだと思えますので、それぞれいくらかかるのか、大体でいいですがわかりますか。

○人権同和政策課長

現在、この予算要求の見積もりとしましては、南伊川集会所におきましては、1287万9千円、畝割集会所につきましては、245万9160円、潤野下区集会所につきましては、811万7280円となっております。

○宮嶋委員

さきの穎田の公民館のところを聞きながら、解体費相当額ということで予算計上がされているわけですが、それと比べると桁違いなんですよ。いつもなんですよけれども、すべて結局これは、全額市が負担をして改修をしてきれいにして、ということに毎回なっております。いくら今から先、どのくらいこの同和集会所にお金をつぎ込むのかなというふうに思います。先ほども言われましたように、やっぱり一般の自治公民館では、それぞれの自治会でやっぱり苦労されて、募金などを集めて、また積み立てなどをされて改修をされているわけですけれども、大変な金額で…（発言する者あり）もうはい。ということで、いま、これ以外に同和集会所全体でいくつあるのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

それ以外ということですが、それを含めた数で答弁をさせていただきます。飯塚市内全体では34カ所ございまして、その内訳としましては、飯塚地区に12カ所、穂波地区に11カ所、筑穂地区に6カ所、庄内地区に3カ所、穎田地区に2カ所ございます。

○宮嶋委員

これは、今は市の施設、建物だということで管理を市がしているわけですが、公の施設のあり方検討委員会の計画では地元自治会に移譲するというようなことだったと思いますが、どういうふうになっているのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、自治会等に移譲する方針としております。

○宮嶋委員

これはいつまでにされるのでしょうか。

○人権同和政策課長

同和集会所につきましては、国、県の同和対策事業の補償金を受けまして、住民の生活、文化の向上と福祉の増進を図りながら、生活環境を改善とする目的で建築されたという経緯がございます。地域の実情や管理運営、利用実態を踏まえながら、自治会等や関係者等と十分な協議を進めまして、今後、自治会等が受け皿として、合意が整ったところから順次進めさせていただきたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

国も必要と認めて同和対策事業ということで、つくられてきたわけですが、この同和対策事業はなくなったわけですね。必要がなくなって、対策事業がなくなったわけですから、もうこの時点で、さきの颯田公民館のような形で、きちっと一括して移譲すべきではないですか。

○人権同和政策課長

同和対策事業はなくなったというような話でございますけれども、今後は一般対策の中で工夫して改善していくというような課題が残っておりますので、そのような中でさせていただきたいと思っております。なお、いっぺんでというようなお話もありますけれども、これまでの経緯を踏まえて合意が整ったところから改修、移譲等を行っていききたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

どうしても颯田に戻りますけれども、颯田の場合もきちっと話し合いをされて話がついて、24公民館一緒にこういう、この補助金が正しいのかどうかという議論もありますけれども、移譲が決まったわけですね。これ一つ一つ見ますと、先ほど一つ一つの金額を示されましたけれども30年、40年、どこもこのくらい、40年近く経っている建物です。この3つもですね。颯田のほうの公民館もそういう38年とか、そういうのがたくさんあります。こういうのと、敷地面積とか、比較してみると多いので400万円ですね、この公民館、颯田の場合がですね。それに比べて南伊川集会所は1287万9千円。もうすべて入れてということになるわけですよ。これ、じゃあ、きれいに新しくしたらこの3つはもう移譲するということが決まっているんですか。

○人権同和政策課長

これまで自治会や関係者等と協議を行いまして、地元への移譲ということで基本的には合意をいただいておりますが、今後、移譲時期等につきまして具体的に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

なぜか同和関係の集会所なり施設については、相手方と相談をしながら、協議しながらという文言がどうしても多いわけですね。それがほかの自治会の公民館、こういうものとは例えば改修費にしても、こういう話し合いにしても、すべからく相手方の心をおもんばかってという答弁がたくさんあります。本当にこれだけの、こんな1200万円も出さないと本当にこれだけの改修ができないのか、その辺についても大変疑問が残ります。本当に不公平、皆さんの中にこの不公平感が消えない。いつまでたっても消えないですね。34カ所、あと31カ所、今回だけでなくあと31カ所、あと11倍の予算がかかるかもしれませんよね。今回の予算からしたら。これだけの予算があれば、ほかのいっぱいたくさんの方策もできると思うので、ぜひ特別扱いをやめて、やはりそれぞれの自治公民館、今度の颯田の例が、本当に颯田が、飯塚市の建物だったのを自治会に移譲するという形である一定の形が示されて進んでいるわけです。先ほど言われましたように、金額についてもいろいろ論議はあろうかと思いますが、こういうふうなことで、全額ね、きれいにしてやるという形で、それぞれの集会所、立派なのを作ってやるということではなくて、もっと基準をきちんと作って、もし改修するにしても平等に、ほかの自治公民館と同じような形で改修なりしながら早急に移譲していくべきだと思います。

ぜひその辺検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○人権同和政策課長

いろいろございますけれども、やはりいま現在使われている、利用されている方、それとこれまでの経緯も踏まえまして、やはり移譲するに当たっては自治会等が受け皿になりますので、そのような中で話を進めながら、移譲については積極的に進めていきたいというふうには考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 15

再 開 11 : 22

委員会を再開いたします。

次に、17ページ、民生費、地域包括ケアシステム構築事業費について永末委員の質疑を許します。

○永末委員

高齢者福祉費の地域包括ケアシステム構築事業費についてお聞かせいただきます。こちらの予算書のほうを見ていますと、中身なんですけど、地域ケア会議研修会講師謝礼金とか、地域ケア会議検討委員会委員謝礼金とかということであがっているんですけど、この地域ケア会議というのは何なのか、説明いただけますでしょうか。

○高齢者支援課長

地域ケア会議とは高齢者自身の個別課題や地域課題を検討し解決していくための会議でございます。今年6月に公布されました医療介護総合確保推進法で地域ケア会議の設置が法定化されております。

○永末委員

この地域ケア会議というのは、どういった方で構成される予定になっておるのでしょうか。

○高齢者支援課長

構成メンバーといたしましては、飯塚医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅介護支援センター、居宅事業者連絡協議会、民生委員協議会、地域福祉ネットワーク委員会等の他職種を考えております。

○永末委員

資料のほうが出ておるようなので、それも見させていただきますけど、いまお答えありましたけど、医師会とか、民生委員とかということで答弁ありましたけど、例えばこのメンバーの中に、まあ地域包括ケアシステムですんで、やはりその地域でどうやって支えていくかというところが主眼になるでしょうから、自治会とかっていうのはここには関わってこないのでしょうか。

○高齢者支援課長

自治会の代表も構成メンバーとして考えております。

○永末委員

最後にこのケア会議の立ち上げまでの予定をお聞かせください。

○高齢者支援課長

経緯でございますかね。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう国は医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活の場で切れ目なく提供できる地域での体制、地域包括ケアシステムづくりを推進いたしております。このシステムを構築する手段の1つであります地域ケア会議につきましては、平成27年4月実施と法定化されたことから、その運営等のあり方について検討を行うものでございます。

○委員長

続きまして、同じく17ページ、地域包括ケアシステム構築事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

なかなか言葉が難しく、地域ケアシステムというのは、結局地域で見守るためのものだと思うんですが、今の地域ケア会議、結局なんかたくさん言われましたけど、メンバーは何人ぐらいになるんでしょうか。

○高齢者支援課長

14名程度を考えております。

○宮嶋委員

そしてこの地域ケア会議のメンバーでいろんなことを決められて、将来的には各公民館ごとと言うか、中学校区ごとぐらいにこれの下部組織みたいな、実際に運営していくような、そういうのをつくられるというような予定はあるんですか。

○高齢者支援課長

将来的にはそういう中学校区や公民館の地域、生活圏での会議を、地域ケア会議を検討はいたしております。

○宮嶋委員

それと研修会、講演会というのが予算で上がっておりますけれども、これはどういう方向けに、どういう内容のものがあるのか、お知らせください。

○高齢者支援課長

内容につきましては、今後検討しますが、研修会等につきましては、地域ケア会議の検討委員及び委員の所属する団体を対象とした研修会と、民生委員さん、自治会長、市民を対象とした講演会を実施するようにいたしております。

○委員長

続きまして、18ページ、基本的な生活習慣習得事業委託料について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

18ページ、児童福祉総務費、基本的な生活習慣習得事業費ということで、これもなかなかわかったような、わからないようなことなんですけど、これの内容、どういうことをされるのか、教えてください。

○子育て支援課長

基本的な生活習慣習得事業につきましては、小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりに向けまして、支援が必要な児童等に対し基本的な生活習慣の習得を支援するため、市町村が行う就学前児童及びその保護者等の基本的な生活習慣にかかる取り組みに対しまして、県費負担10分の10の補助を行うものでございます。昨年度は県の委託事業として行われておりましたが、具体的なその事業の内容といたしましては、子育て支援団体の支援員によりまして保育所や幼稚園、それから市町村が行っております乳幼児健診や子育て支援センター事業等と連携いたしまして、乳幼児親子合宿、子育ての困ったを語ろうサロン、歌プロジェクトといった主催事業のほかに、小学校、幼稚園、保育所の保護者、児童とのワークショップや、社会福祉協議会、病院あるいは図書館との連携事業など多岐にわたる広範な活動を行っております。

○宮嶋委員

なかなかこれもつかみどころがないようなことなんですけれども、県の事業で行ってあったということなんですけれども、どういう団体、委託ということで今から探されるのかと思いますが、どういうところに委託をされるのかを教えてください。

○子育て支援課長

先ほどご説明いたしましたように、非常に広範、多岐にわたる支援活動でございますので、このような事業の性格からボランティアとしての要素や自由な発想と企画力あるいは活動力、そういったものが必要と考えられますので、民間の子育て支援団体に委託することがふさわしいというように考えております。

○宮嶋委員

結局、子育ての支援団体とかに企画書みたいなのを出していただいて、1カ所ということではないのか、1カ所にいくつかを委託するのか、これこういう事業をするというところで何か所かに委託されるのか、どういうふうなことになりますか。

○子育て支援課長

現在、ウィルという団体が県の委託事業ということで、現在ではなくて昨年度活動しておられました。こういった事業でございますので、委託先といたしましては公募によります選考方法といったものを現在考えているところでございます。

○委員長

次に18ページ、子ども医療費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

18ページ、児童福祉総務費、子ども医療費というところですが、市長の公約でもあります子ども医療費の助成ということで、通院については小学校3年生まで、入院についてはいま小学校6年生までとなっているところを、来年1月から中学3年生まで入院だけを拡大するということですが、元々この入院医療費助成に踏み切られた目的をお尋ねします。

○医療保険課長

今回の医療助成の拡大につきましては、子育て支援の一環といたしまして、子育て世代の経済的負担を軽減するために拡大したものでございます。

○宮嶋委員

ぜひ、子育て世代の負担を軽減するためであれば、入院だけと言わずに通院も含めて検討していただきたいと思いますが、その辺の検討をされたのかどうか、お尋ねをします。

○医療保険課長

通院までの拡大ということでございますけれども、この部分については小学6年生までのときにもご説明したかと思っておりますけれども、通院までの拡大をした場合については6千万から7千万ぐらいの持ち出しということになります。その部分については非常に今の財政状況の中では厳しいものもございまして、ある程度通院につきましては、学年が上になっておりますので自己管理の中でやっていただきたいというところもございまして、今回入院のみということにさせていただきます。

○宮嶋委員

10ページに資料をつけていただいております。今回の補正予算の中では1カ月分の予算ということらしいんですが、中学3年生まで入院のみ、中学1年から3年、今の制度に対して上乗せする分が中学1年から3年までの入院に関しては、1058万9千円の負担で済むというようなことになっております。ぜひ、もっと広げていただいて、やはり本当に子どもが病気になっても、親に言い出せなくて重症化するというようなこともありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

○こども・健康部長

今度、中学3年生までどうにか頑張って入院やって、頑張りましたので、議員いろいろありましようけど、私たち頑張っているんで、今回はちょっとそこで褒めていただくことで言っただけでないでしょうか。せっかく頑張ったのに、何かまたそういうことで、これから先も頑張っていきますので、そういう答弁で許していただきたいと思っております。

○宮嶋委員

頑張られたことは先に言っとかないかんですね。3年生まで上げられたことは大いに評価いたします。やっぱり入院になると費用もかさみますし、それで心配される親御さんも多いと思うんですね。これはこれできちんと評価はいたしますが、ぜひ通院までやっていただきたいということなんです。これ数字見えていますとね、対象人員が就学前までが7739人で、あとが3年生まで、6年生まで、中学3年生までということになると、2600とか2400とかいう数字なんで、ちょっと論議と離れるかもしれませんが、就学前までの子どもの数がやけに多いなという気がしますけど、子どもがふえているんですかね。

○医療保険課長

資料の中ほどに米印のところで書いていますと思いますが、対象人員につきましては他の公費の分の対象者を除いております。ただ、就学前の分につきましては、子ども医療の該当者というのはそれが優先的になりますけども、それ以降につきましては優先順位が重度障がい者とかひとり親がある方については、それを優先されて適用させますので、それを除いた人員ということになりますので少なくなります。

○宮嶋委員

ぜひ、市長の公約は子どもを産み、育てやすい環境づくりということで、これの第1番目に医療費助成、中学3年生までさらなる充実をとというふうに掲げてありますので、入院だけというふうに書いてありません。ぜひ、通院も含めて、お金がうんとかかるという話ですけども、どこかを節約してどこかに回すということで、全体の予算が決まっておりますから大変でしょうけども、ぜひ、安心して子育てできるまちづくりのために、通院まで含めてぜひ早期に、できたら目標値を決めていただいて、いつまでに小学校6年生まで中学3年生までいくらというような目標値をぜひ出していただいて、検討していただきたいというふうに申し添えて終わります。

○委員長

続きまして、18ページ、私立保育所整備事業費補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

18ページ、児童措置費、私立保育所整備事業費補助金ということです。2園、今回上がっておりますが、この2園についてどういうふうを選定されたのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

この2園の整備箇所につきましては、昨年9月福岡県子育て応援基金、安心子ども基金と申しておりますが、この基金に係る保育所等整備事業の平成26年度及び27年度事業計画で募集した結果、この記載しております2園が応募されたものでございます。

○宮嶋委員

それでは2園が応募されて、どちらも県のほうの許可がおりたということで、ほかに希望の園がなかったということですか。

○子育て支援課長

平成26年度につきましては、ご希望の園はこの2園ということでございます。ご参考までに27年度予定ということで、3園ほど手を挙げておられますが、これちょっと27年度はまだわかりませんので、現在のところは26年度の2園ということでございます。

○委員長

続いて19ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

児童措置費、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金についてお聞きします。今回の補正のほうで5227万8千円計上されておるわけですけど、この補助財源の内訳について国、県、

市の割合と金額をご説明ください。

○子育て支援課長

財源の内訳につきましては、国は総事業費の4分の3を負担し3972万9千円、県は8分の1を負担いたしまして662万1千円、市は県と同じく8分の1の負担でございますので662万1千円となります。なお、この総事業費には市に交付されます事務費の69万5千円が含まれております。

○永末委員

今回の補助金のほうの名称なんですけど、保育士等の処遇改善となっておりますけど、保育士等という、等というのほど含まれるのでしょうか、これ。

○子育て支援課長

要綱によりますと対象となりますのは、当該保育所の職員とされておりまして、この職員には非常勤職員を含み経営に携わる役員を除くとされておりまして、保育士のほか調理員や事務員なども含まれます。

○永末委員

今回、資料要求のほうもさせてもらっています。12ページと13ページを開いていただきますと、補助金額の内訳ですね、園ごとの内訳を出してもらっています。12ページと13ページ、2枚にわたっているんですけど、この表の見方、簡単にでいいので説明していただけますか。

○子育て支援課長

まず12ページの表でございますが、これにつきましては、各園のほうからこの補助金を受けるに当たりまして計画書が提出されることになっております。これによりますと、例えば一番上の明星保育園を例にとりますと交付見込額が440万円余でございます。その横に保育士にかかる賃金改善という欄がございますが、丸印が付いているところが、この園が賃金改善に取り組む項目ということになります。それで、明星保育園を例にとりますと基本給と賞与の一時金でもってこの補助を使うというようなことでございます。それぞれこの表につきましては、左側が保育士にかかる賃金改善、右側が保育士以外の職員に係る賃金改善ということになっておりまして、明星保育園を例にとりますと保育士については基本給と賞与でもって改善を図る、保育士以外の職員に関しましても基本給と賞与でもって改善を図るというような計画になっております。

○永末委員

すみません。同じく13ページのほうも簡単に構いませんのでお願いします。

○子育て支援課長

13ページの補助金額の内訳表でございますが、これは簡単に言いましたら、この補助金の算出根拠ということになっております。大きく分けまして、園の規模であります定員と、それと適用単価というふうになっておりますが、これは入所児童がそれぞれ0歳、1歳、2歳、3歳、それから4歳以上児が何人おるかということで補助単価が決まっております。その計算表といたことになります。

○永末委員

13ページの表のほうなんですけど、適用単価が園によって違う部分をお聞きしたいのと、あと平成26年4月1日現在と26年10月1日現在の見込みで、児童数も変わってくるんですけど、これはどちらを参考にして所要金額に当てはめているのか、お願いします。

○子育て支援課長

まず0歳児、1・2歳児、3歳児、4歳児以上の取扱いでございますが、これは定員規模とか、所長を設置しているとか、その園の規模に応じて単価が決まっているものでございます。また、ちょっと4月1日と10月1日現在の入所の児童数ですが、これはちょっと確認してお

りませんが、両方とも算定には関係しているというふうと考えられます。ちょっとこれについては保留させていただきたいと思います。

○永末委員

その部分、何らかの形でご答弁いただけますでしょうか。

○子育て支援課長

補足いたします。これは年度の前半の6カ月間を4月1日現在の入所児童数で、それから年度の後半の6カ月間を10月1日現在の児童数で算出しております。

○永末委員

すみません。続けます。そもそもこの補助金の創設された経緯について簡単に構いませんのでお願いします。

○子育て支援課長

経緯につきましては、平成20年度に安心こども基金というのが創設されております。これを財源といたしまして、新たに平成25年度から保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより保育士の確保を進めるものでございます。

○永末委員

経緯として処遇改善に努めなければならない現状があるということと、やはり確保を進めていかなくちやいけないう現状があるということかと思うんですけど、実際、飯塚市の保育士の処遇についてわかる範囲で構いませんのでお願いします。

○子育て支援課長

市内の私立保育所の保育士の処遇に関しましては、市のほうでは保育所を月報によります常勤、非常勤別の職員数や民間施設給与等改善費加算率というのがちょっとございますが、それによりまして職員のあらかたの平均勤続年数といったものは把握できております。ただ賃金や正規、非正規などの雇用形態に関する正確な内容は把握が困難でございまして、厚生労働省の調査によります保育士の平均給与は月額21万4200円とされておきまして、平均年収約310万円と推計されておきまして、市内の私立保育所におきましてもほぼこれに近いのではないかと見込んでおるところでございまして。

○永末委員

あとこちらの補助事業に関しては、昨年度も事業として行われていたと思うんですけど、その成果等の把握はされておりますでしょうか。

○子育て支援課長

昨年度の支給総額は、21園に対しまして4318万5千円で行いました。各園の実績報告におけます延べ人数は常勤保育士が273.5人、非常勤保育士32.2人、保育士以外の職員57.5人でしたので、対象となりました職員一人当たり年間11万8868円の賃金改善成果があったと考えられます。

○永末委員

最後になりますけど、保育士の確保を進める上で、やはり大変な仕事でありますんで、処遇改善というのは大変に大事な取り組みであると思います。先ほども昨年度の成果のほうのご報告をいただきましたけど、今年度も行われるのであればしっかりとその部分の成果を把握されて、またご報告いただきたいと思います。以上で終わります。

○委員長

続きまして、同じく19ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じく保育士等の処遇改善特例事業ですけれども、先ほどちょっと質問されて答弁があった

と思うんですけども、この13ページの補助金の内訳というところで園によってずいぶん、見てみると単価が違うわけですが、この0歳児、例えば1番上でいきますと明星保育園の0歳児の場合5260円、これが4月1日現在で8人いるからこれを8でかける、そして半年分ということでこれを6カ月分、で次は22人なので22をかけて、6カ月分をかけて全体を計算すると大体このくらいの金額になるという計算方法なんですか、ちょっと計算してみればよかったですけど、そういうことなんですかね。

○子育て支援課長

おおむねそういった計算方式になります。

○宮嶋委員

それでは園ごとに単価が違うのは、多少は園の規模とかそういうので、違うのかなというふうに思いましたけれども、下から4番目のつはらたんぼぼ保育園にいくと6360円なんですよ。少ないところでいくと4000円ですか、愛宕が1400円という数字もあります。この違いは何なのでしょう。

○子育て支援課長

これは事業費単価の加算区分につきましては、これは職員一人当たりの、例えば平均勤続年数というのがございますが、これは1年未満が加算区分1%、それぞれ2年未満、3年未満、4年未満という形でもって1%、2%、3%、4%というふうに加算が上がっていくんですが、4年以上5年未満になりますと、また加算区分は1%というような表になっております。6年、7年、8年と行くに従っても1%、2%、3%というふうには7年までは3%まで上がるんですけども、8年未満になりますとこれが2%というふうになっておりまして、この表の、例えば、意味につきましては、ちょっとわかりかねるところがございますが、県の保育士等の処遇改善臨時特例事業と申しますが、これの実施基準によりますと、そのような加算率になっております。そのため、各園によってこのようなまちまちの単価になっているというふうを考えられます。

○宮嶋委員

この1400円を気がつかなかったんで、多少のばらつきはあるんだろうなと思いましたが、この単価の違いはどうしてもやっぱり、もうちょっとゆっくりあとから説明をしていただきたいと思いますが、結局、0歳児だからいくら、1、2歳児だからいくらということではなくて、その園の保育士さんの勤続年数、ベテランかどうかというようなことで、この単価が決まってくるということなんですかね。

○子育て支援課長

補助基準といたしましては、表に定めております乳児事業の単価とか、年齢ごとの単価というのが基本になっておりますが、そのほかにも保育所1カ所につき15万円とか、それとか先ほど申し上げたような民間給与改善、いわゆる勤続年数ですね、これによっても率が違うといったような形になっております。

○宮嶋委員

先ほど説明されたその1%とか2%、3%を掛けるといわれたのが、何に掛けるのかちょっとわからないんですが、これほど単価が違うっていうのは、ちょっと納得がいかないというか、わかりませんので、今後、またちょっと調べていただきたいと思います。それから、これは園に対して、0歳児が何人であるということで積算されて、これだけの金額が支払われるということですけども、これをどういうふうに分けるのか。結局、働いてある保育士さん、その他の職員の方に配分されるということですから、ほかのところにはお金はいかないと思うんですが、その保育者さん一人ひとりにどう配分するとかいうことは、園がそれぞれ決められるわけですか。

○子育て支援課長

これにつきましては、12ページの表にありますように、それぞれの園の裁量で決めることになっております。

○宮嶋委員

それでは、昨年もあったということですが、保育士さんにきちんと支給されたのかどうかというところ辺は、市に報告なりがあって検証されるのでしょうか。

○子育て支援課長

これにつきましては、賃金改善の具体的な内容として記載いたしております。各園で記載しております、処遇改善計画書を作成して、それを職員に計画書の内容を周知しなければいけないというような仕組みになっております。それで、先ほどもご報告いたしました、実績報告書でもって間違いなく職員に届く仕組みとなっております。

○宮嶋委員

それでは、そこに勤めてある保育士さんなりにきちんとこの補助金で、自分がどれくらいのその補助金を受け取ったのかというところへんが、ご本人にもきちっと周知されるということによろしいですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

続きまして19ページ、子育てプラザ整備事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

これは代表質問でも質問がありました。まず、代表質問であきらかになったことは、現在、東町にある施設が大変好評であると。今度、新しくつくるところは、今の東町の施設よりも距離が遠くなると。だから、駐車場からも遠くなるので、利用者が利便性に困るんじゃないかなるかというようなことで、いろいろ質問があつりました。この子育てプラザの整備事業費というのは、代表質問でもありましたように、これを当初事業で、内閣府にこういう形で中活をやりたいから認可してくださいと、許可してくださいと出したときに、これは議会と全然1回もコンセンサスを持たなくて、総合政策のほうがやられたわけなんですよね。だから、今さらこういう事業に対して、いろいろ質問してもらったらというようなことで、担当課としては、何を今さらというような気持があるのかなと思いますけど、このなぜ今はこういうことで議員が質問するかというと、その当初の計画のときに、こういうことをやりますよ、こういう事業をやりますよ。議会にもこういうことをやりますからいいですねとかというようなことで、議会と行政とのコンセンサスも何もなくて、その早く出さんと、これは認可をもらわないかんという形のもので出したもんですからね。そここのところがちょっと当初のボタンの掛け違いがあるもんですから、今さらいろいろ質問をしたいと思って出しているわけですけどね。子育てプラザの駐車場とかなんとかいうのを考えるなら、私はアイタウンの市民交流広場に持っていけば、あそこが一番駐車場があって、一番駐車場の問題としては、一番簡単に済むだろうと思うんですよね。ただ、中活ですからいろんな制限があるので、その点で数点お尋ねしたいと思いますけど、ここの資料で子育てプラザの整備事業ということで、資料の14ページに出っておりますけど、このゾーンにこの公共施設、子育てプラザということでここにはありますけど、公共施設を建設しないと全体の補助対象にならないのか、その点いかがでしょうか。

○中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化基本計画は、事前に中心市街地の現状分析、ニーズ分析に基づき、事業等の集中実施、民間活力の導入、各種事業等の連携調整を図った上で作成されるものであり、5カ年という短期間で各事業が、円滑かつ確実に実施される必要があることから、事業内容を定め、国土交通省をはじめとする関係各省と事前に協議を終えた上で、平成24年3月29日に内閣総理大臣の認定を受けております。活性化事業の1つである子育てプラザ整備事業は、

国土交通省の社会資本整備総合交付金事業である都市再生整備計画事業を活用し、子育て世代活動支援センターとして認定されておりますので、補助金は当該施設の整備に対して交付されることとなっております。

○兼本委員

いやいや、それはわかっているわけです。補助金の対象はわかっている。この全体のこの事業の中に、公共の施設を必ず建設しないと、中活としての全体の補助対象にならないのかということをお尋ねしているんです。だから、この公共施設を外しても大丈夫かどうかということをお尋ねしているんですが、いかがですか。

○中心市街地活性化推進課長

先ほども述べさせていただきましたけども、中活の基本計画の中で、この子育てプラザということで、計画を協議させて、実施させていただいております。その中で、補助金がつくのかつかないのかという話でございますけども、この子育てプラザを建設しないとしたときには、用地費とかそういう賠償とか、そういうものについては、補助はつきますけども、現実的にはこの事業を実施することで、協議いたしまして計画を実施しておりますので、こういう形で進めていきたいと思っております。

○兼本委員

ちょっと、答えが違うごとある。私は、あなたのところで今答弁がありましたように、各種事業との連携調整を図った上で作成して、内閣府に申請を出したということですけど、確かに、行政内部では調整とかそういうものを図ったのかもわからんけど、我々には何も図ってないわけですね。図ってないんですよ、これを出したときには、これを早く出さんと内閣府の承認が、時間的なものがあつたから出さないといけないということで、確か、小鶴部長が部長のときだったと思いますけど、それで出したんですよ。だから、あなたはそのときはまだその担当じゃなかったから、ちょっとよくそのところは承知してないかもわかりませんが、何も調整とか図ってないわけですね。ただね、いま言う子育てプラザとかにこだわるんじゃなくして、公共の施設をこの中に必ず入れないと、中活全体の補助対象にはならないのかということをお尋ねしている。だから、公共施設を入れなくても、居住ゾーンとか、商業ゾーンとかいうようなものがあればね、公共施設がなくてもいいんですよということになるのかどうかということをお尋ねしているんですよ。答えをちょっと、あんまり子育てプラザとか言わなくていいですから、公共の施設を入れなくて、居住ゾーンとか商業ゾーンとかいうようなものを入れれば、この土地区画整理事業、中活ですね、これの全体の事業はできるのかどうかをお尋ねしているんですが、いかがですか。

○中心市街地活性化推進課長

繰り返しのようになりますけど…

○委員長

課長、簡潔にお願いいたします。できるのか、できないのか。

○中心市街地活性化推進課長

事業については、必ず事前の調整、各省の調整とか、そういうことで認定を受けるわけですから…

○委員長

課長。（発言する者あり）

○中心市街地活性化推進課長

はい、そういうところでやっぱりその認定を受けていないとですね…

○委員長

課長、できるのか、できないのかなんです。補助対象が。お答えできないのであれば、部長に答えていただきます。

○中心市街地活性化推進課長

その辺が、その…ちょっと、今の私の答弁ですけど、そういう形で…

○企画調整部長

この場所につきましては、先ほど言いましたように用地取得について、補助対象となるということでございます。全体の面積を考えた中で、土地区画整理事業でございますので、土地を入れ替えて、そこに前の方が事業をする、また出て行かれる。出て行かれたときに、あと何を入れるかというような仕組みを考えましたときに、どうしてもこの部分については公共施設を入れないと事業が成り立たないというような状況の中で、協議をしてきたというような状況がございます。じゃあ、別の方法だったら出来ないのかといえば、別の方法もいろいろ検討すれば、出来た可能性としてはあるというふうに思っております。

○兼本委員

結論から言うとね、出来ないんですよ。公共施設を入れないと。なぜ、出来ないかというのと、その土地の区画整理をやっているからね。その中に、居住ゾーンとか商業ゾーンとか、公共ゾーンとかを入れているからね。公共ゾーンを外したら区画整理しているのが、はじめからパーになってしまうわけですよ。だから、公共施設は必要ですと、答弁してもらったらいんです、いろいろ言わなくても。そんなんがわからなくて、出来ませんよ。今からやっていくのに。だから、公共施設は必要ですと、だけど、もうひとつ次の質問に行こうかと思いますが、これにつかかかるもんやき行けんわけですよ。

じゃあ、子育てプラザということで、先ほどから子育てプラザでということではなくして、私は、なぜここに公共施設を入れるかと言うたら、この中活の中に人が来てもらいたい。代表質問でもあったように、東町は公共で、人がどんどん親子連れでいっぱい集まってきて、周りの商業の売上とか何とかにも影響がある。だから、こういうふうな子育てプラザとかそういうものを入れて、人を呼び込みたいという形の中での、子育てプラザの発想じゃなからうかと思えますけどね、私が言いますように子育てプラザは、逆に駐車場の問題ならアイタウンでもいいと思います。今ね、0歳児の保育所というのが少ないと思うんですよ。だから0歳児を対象とした保育所をつくったらどうかと思うわけですけど、その子育てプラザ、同じ子育て支援策ですから子育てプラザから0歳児の保育所にこう動かすということについてはだめなわけですか。

○中心市街地活性化推進課長

保育所につきましては、先ほど説明しました国土交通省の都市再生整備計画事業の基幹事業である子育て世代活動支援センターには該当しないことから補助金の対象とはなっておりません。

○兼本委員

保育所は昔の厚生省ですよ。だから国土交通省とはまた違うという形のもので省が違うということでしょうけど、それをこの保育所を管轄する省のほうに行って、こういうことで施設のほうを子育てプラザから0歳児の保育所に変更したいけどどうですかということで行った場合に、例えばそれがいいですよという許可が出るかどうかわかりませんが、もしも出るとすれば変更は可能なわけですか。

○中心市街地活性化推進課長

それは可能かとは思いますが、現実的な問題としまして、先ほど申しましたように、そういう各省庁の協議を行った上で現在の実施計画を策定しております。これにつきましては、5年という短期間のうちに実施していくということが義務づけられておるわけでございますので、今からそういう協議をまた開始しまして、変更ということは現実的には不可能に近い状況ではないかと思っております。

○兼本委員

それでは次に、14台ですかね、14台の駐車場を作るといような代表質問のときに答弁がございましたね。この中活というのはコンパクトシティを目指すための事業ですよ。コンパクトシティの中には原則駐車場という発想はないわけなんです。駐車場という発想は。だから、例えば商業ゾーンの方たちが駐車場つくってくれ、駐車場をつくってくれという要望があっても、あなたたちは一貫として駐車場は、コンパクトシティは郊外施設と違って駐車場は必要ないですよということで駐車場は作りませんということで断ってきていると思うんですね。じゃあ、代表質問であったこの子育てプラザに14台の駐車場をつくるということについて、商業ゾーンの人達は買い物の利便性のために駐車場をつくってくださいという要望があるんですよね。それは、コンパクトシティは大型店舗に対抗するために歩いて買い物ができるような、コンパクトなシティづくりですから歩いて買い物ができるようなものですから駐車場は必要ないですよと断って、この14台は駐車場をつくりますよと言う、そのところの整合性と言いますかね、商業ゾーンの人たちがなぜ我々が言ってもつくってくれないのに、なぜ子育てプラザだけは14台駐車場をつくるのかと。我々が空いているときは、14台のところは利用していいのかというようなものも出てくると思うんですけどね。その点はクリアできると思いますか。その商業ゾーンに対してどのように14台という駐車場の、子育てプラザの14台、あなた達には1台も作りませんというように納得していただけると思いますか。

○中心市街地活性化推進課長

質問者が言われますとおり、商店主から買物客のための駐車場整備についての要望の声があることは承知しております。しかしながら、市街地内は市営駐車場のほかにも多くの民間駐車場が点在しておりまして、その収容能力も十分にあり新たな駐車場を整備することは民業の圧迫にもつながることから、市としては整備しないことを説明してまいっております。

今回整備します子育てプラザの駐車場につきましては、来場者の利便性を可能な限り確保するために建物の1階部分に14台程度の駐車場を整備することと計画をしております。駐車場については今後とも所管課と協議をしてみたいと思っております。

○兼本委員

子育てですからね、小さい赤ちゃんを抱いて来る方もおられるし、いまはもう車は、あれがちゃんとありますのできちんとしてできると思いますけど、お母さんたちに優しくという形で14台の駐車場という考え方も少しはわかりますけど、しかし、いま言われるように駐車場はいっぱいあるわけですよ、周りに。飯塚市の買物客、結局来る方たちには、あなたたちは歩きなさいと言って、子どもを連れて来た方が駐車場に入れて、その人も買い物をするわけですよ、同じようにね。その人達は子育てという大きな大義名分があって、次代を担う子どもたちを育ててくれていますので、あなたたちは優遇しましょうという形でできるかもわかりませんが、私はなかなか難しかりょうと思うんです、そここのところの線引きが。停めたらいかんですよというように常時だれかが付いて、ここは子育てプラザのための駐車場ですから停めたらいけませんよか言ってだれかが付いたらもう買い物客とけんかですよ、毎日これはおそらく。なぜ停めたらいかんとかと、おれたちも税金払いようぜという形で、これは絶対けんかですよ。いらんことつくらんほうが一番いいですよ。

あえて、それで聞きますけど、小倉の魚町銀天街にいま言うこの子育てプラザとは違いますけど、民活でやりよる施設がありますよね。ちょっと見てきなさいと言って、見てきたと思いますけど、どうですか、ちょっと言ってください。

○中心市街地活性化推進課長

ただいまの施設につきましては、小倉の魚町銀天街のサンリオ小倉ビル2階にあります、ママトモ魚町のことだと思います。この施設につきましては、このビルを運営しております北九州まちづくり応援団株式会社、これまちづくり会社でございますけれども、ここから委託を受け

たNPO法人のチャイルドケアサポートセンターが運営されております。聞くところによりますと、とにかくお母さんと子どもに足を運んでもらうことが商店街の活性につながるの考えからNPO法人に委託されたものであるということでございます。現在は多いときには月1000人程度の利用があるということでございます。事業内容につきましては、第一に母親同士の出会いの場の創出を目的に行われており、気軽に立ち寄れるコミュニティサロンとしての利用、母親向け教養講座、子どもの一時預かり等が行われており、子育て広場として利用されております。1階に輸入食品販売の人気店のカルディを誘致したことが商店街の通行量もこれによりまして、増加したと。ここのカルディというところが人気店であったということで、商店街の通行量も増加したということでございます。先ほどの質問に関連しますけれども、この駐車場の利用についてお尋ねしましたところ、商店街の買い物に対しての割引制度はありますが、近隣に最大で700円の駐車場が多数あることから、皆さんその駐車場を利用されているということでございます。

○兼本委員

ここも倒産したビル、3階建てか何かのビルやったんですよね。ずっと空いていたやつを小倉の魚町商店街のほうでとにかく何とか再生しようという形でつくったやつですよ。この1階の、そのいま言う輸入雑貨の店が結局ものすごく評判がいいらしいんですよ。私はこの駐車場やらつくらんで、そこを店舗にして、いま言う輸入雑貨の店、名前何と言うか忘れたけど、そこにでも打診してちょっと出店してくれんかという形で来れば、かなり評判いい店なんですよ、この店は。ここの子育てプラザの下はまだ広いからダイマルの跡地のあそこの小さい店ぐらいやったら、ここは全然、店舗の開拓はできませんけどね、子育てプラザの施設の下だったらできると思えますよね。だから14台の駐車場つくって、もったいないね、お金も何もかからん、一円も上がってこないような土地にするんじゃないかと、幾らかでも、もう安い単価で貸しているんですよ、人が集まってくれば。そして、いくらかでも財源の確保をしながら人が集まるような、まさにあなたたちが言うように、ここには人を集めろよという目的で、子育てプラザをつくらよという計画をしたんですからね。だから私は一石二鳥やろうと思いますよ。相手があるかどうかわかりませんが、これは。北九州も100万ですかね、一応。でも小倉はもう100万も今いませんからね。だけど飯塚のこういうところが、来るかこんかわかりませんが、やっぱり打診してもらって、来るということになれば、1階の駐車場をつくるよりも店舗をつくって、公共施設を民間に貸すということが、この中活の意義に沿うかどうかはわかりませんがね。そこんところはよく検討してもらって、知恵絞ってもらえばどげでもできると思いますからね。一応検討してもらって、そういうふうなものも検討してもらったらいいと思うんですよ。だから、私は先ほど言ったように、ホームページにとにかくまずこういうふうなものを立ち上げて、こういうものをつくったときには、子育てプラザをつくりますよということを最初にポンと立ち上げると、市民からそういうもんじゃなくて、こういうものが欲しいんじゃないかというような声も取り上げられると思うから、ホームページのリニューアルについては、少し考えてくださいというふうに言ったんですよ。だから大きなね、本当に中活という大きな予算を伴う、そしてやることについて、あのときに我々も、議会のほうもちょっと勉強不足やったかわかりませんが、内閣府に申請するときにもう少し意見をすり合わせてね、こうやろう、ああやろうというふうにやるとけば、もうスーっとできた仕事なんですよね。だけどそれがなかったもんですから、我々も反省しておりますけど、遅ればせながらできるものがあるならばやってもらいたいと思いますので、一応、もういろいろ言ってもしようがありませんから、そういう形のもので要望しときますので、ぜひ検討していただいて、そしてまた今の14台の駐車場については関係各課と協議するということですので協議してもらって、14台の駐車場をつくって管理して一般の市民の方を入れないようにするとかね、一般の市民の方はだめですよというようなことで、ここの、我々のところでも委員会とか何とかあるときには、

あれを立てて入れないような形をしているわけですね。委員会がありますので、ここは議員の駐車場になっておりますからということでしょうんですけどね。それとまた違うんです。あそこは街なかにも人がいっぱい集まってくる時にね、買い物にたくさん来る人たちが、それから居住ゾーンもありますから、住宅もある、その人たちは車を持っている人もおるかもわからんしね。その人たちがちょっと来たときに、入って来たときにだめですよというね、けんかの種になるような14台とか私はやめたほうがいいと思いますので、一つご検討をよろしく願いいたします。

○委員長

続いて、19ページ、子育てプラザ整備事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じく、19ページの子育てプラザ整備事業ですが、いま駐車場は要らないというようなことでしたけれども、やっぱり小さい子どもさんを抱えて、それなりの荷物もあって距離を歩いて来られる方は大変だと思うんですよ、雨降りもありますし。それで今の街なか子育て広場の利用状況、1日当たりの利用者を教えてください。

○子育て支援課長

街なか子育て広場の平成25年度の利用状況といたしましては、親子合計で2万4161人、イベント時を除きまして1日平均70人程度のご利用がなされており、他の子育て支援センター4カ所をあわせた利用者数を上回っております。

○宮嶋委員

1日平均70人ということですが、では車を利用して来られているのかどうか、歩きの方もいらっしゃると思いますが、その辺の把握はされておりますか。

○子育て支援課長

正確に把握はいたしておりません。

○宮嶋委員

それでは今の14台ぐらいあれば、時間的なずれもありますでしょうし、駐車場のスペース確保はできるというふうに考えてありますか。

○子育て支援課長

今の広場の利用状況で言いますと、大体日中のピーク時が10時半から13時半ぐらいでございます。また、火曜日にはイベントを計画しておりますので、いつも、このときには来場者数が多いということでございます。土曜日につきましては、お父様とかおじいさんですね、男性の方が見られるというふうなことを聞いております。これらのことから言いますと、やはりピーク時の利用の際は、なかなか厳しいものがあるのではないかとこのふうには考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:25

再 開 13:27

委員会を再開いたします。

20ページ、健康ポイント事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

衛生費、健康づくり推進費、健康ポイント事業について、少しだけお聞きしたいと思います。これは、今回の新規事業だと思うんですけども、簡単に概要等がどういった分なのか、お知らせをお願いいたします。

○健康・スポーツ課長

健康ポイント事業でございますけれど、いづか健幸都市基本計画の中にあります、健康無

関心層への行動変容を促す仕組みの1つとして取り組むものでございます。概要としましては、市民の方が取り組んでいただくと健康につながる活動を3つの項目に分け、それぞれ1ポイントずつ付与し、合計3ポイント貯まるとプレゼントの応募資格ができるというものでございます。

3つの項目についてご紹介をいたしますと、1つ目が、各自が目標を立て健康的な活動に取り組んでいただくもの。例えば、毎日1万歩歩く、毎日4キロ歩くといったようなものから、買い物は徒歩で行く。毎日ラジオ体操をするといった比較的軽いものまで、各自の体力に合わせた内容のものを3カ月間継続して取り組んでいただくことで、1ポイントを取得することができます。

2つ目といたしましては、がん検診や特定健診等の健康診査を受けること、これで1ポイント。

3つ目が健康展やウォーキング大会のイベントのほか、シェイプアップ教室やロコトレ教室などの健康教室に参加をされれば1ポイント、合計この3ポイントでプレゼントの応募資格ができるものとしております。今年度は7月から3月初めまで応募を受け付けまして、抽せんで200名の方に1500円程度の商品をプレゼントとする予定としております。

○守光委員

3つの項目で、ポイント制ということで、飯塚市はこれから始められると思うんですけども、既にこういった事業に取り組まれている先進地等があれば紹介をしていただけますでしょうか。

○健康・スポーツ課長

この事業に先進地がございます。藤枝市の例でご紹介をいたしますと、チャレンジシートというものがございまして、これに4週間の活動を記録することになっております。その4週間の間に最初に立てた目標への取り組み、例えば、1日6千歩歩く。毎日4キロ歩く。毎日ラジオ体操をする。毎日30分自転車に乗るといった運動にかかわるもののほか、3食食べる。歯を磨く。体重を測るといった目標を達成すると1日1ポイントが付与するようになっております。またボーナスポイントとしまして、特定健診や胃がん検診の受診のほか、マラソン大会、ウォーキングイベント、健康講座、地域活動参加のほか、禁煙というのもボーナスポイントの対象としてございまして、1項目当たり10ポイントから20ポイントが付与され、これらのポイントの合計ポイントが100ポイントを超えますと、プレゼントの応募資格ができるというふうになっております。

藤枝市では、この記録を紙ベースだけではなく、ウェブ版でもできるようにしてございまして、会員登録をした方はインターネットを使って、毎日の記録がつけられるようになっており、このシステムを使ってプレゼントの申請もできるようになっております。これは、昼間仕事をされている市民の方には非常に便利でありまして、藤枝市では、特に若年層の利用者に好評であると聞いております。健康寿命を延ばす取り組みといたしましては、60代、70代の方のみではなく、50代、40代、30代といった仕事で忙しく、なかなか健康づくりに取り組む時間がないという若年層の方へのアプローチも重要であると考えておりますので、健康ポイント事業は有効ではないかというふうに考えております。

このほか、先進地としまして鳥栖市がございまして、こちらは1千ポイントとしてございまして、さらに特徴としましては、サガン鳥栖を応援に行くとポイントがつくなど、まちづくりにも活用されている例もございまして。しかし、全国的には先進例がまだ少なく、これから広がるものではないかというふうに考えております。

○守光委員

この事業を飯塚市といたしまして、今後目指すものと言いますか、効果とか、目標とかがありましたら、お知らせください。

○健康・スポーツ課長

この事業で最も重視をしていますのが、先ほどの1つ目の項目でございまして、各自が目標を立て、かつ健康的な活動に取り組んでいただくものというところが重要であるというふうに考えております。このポイントを事業によって、各自の体力にあわせた健康的な活動を3カ月継続して取り組んでいただく方が、1人でもふえることが重要であるというふうに考えております。先ほどご紹介しました、先進地についてでございますが、まだ年数や実例が少なく、また効果の検証が難しいというところでもございますので、数的な目標の設定はしておりませんが、いづか健康都市基本計画の中の調査結果でも取り上げられておりますが、飯塚市民は他市に比ばまして自動車やバイクの利用率が高く、そのため運動不足の方が約97%にも及んでいるということで、さらにその中の約64%の方は、運動をしてみたいという方々という結果でございました。その方々に少しでも健康づくりに取り組んでいただく、そのきっかけになることを目指して取り組むこととしたところでございます。

また、今回健康ポイント事業に取り組む中で、見つかりました課題や問題点を整理しまして、来年度以降の健康ポイント制度に反映させていきたいと考えておりまして、特に比較的若年層に健康づくりに参加していただくためには、先進地の藤枝市でもご紹介いたしました、ウェブ版の導入については、ぜひしたいというふうに考えております。

○委員長

続きまして、同じく健康ポイント事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

続きまして、同じく健康ポイント事業費について聞かせていただきます。先ほどの守光委員の質問に対する答弁の中で、1日6千歩歩くとか、4キロ歩くとかですね、そうすれば1ポイントつくとか、禁煙をしたら何ポイントつくとかという答弁があったかと思うんですけど、こういうのをやりましたというのは自己申告になるんですか。

○健康・スポーツ課長

飯塚市で今回考えておりますのも、自己申告制になっております。先進地を見ましても、基本的にはそこはすべて自己申告ということになっております。

○永末委員

であれば、ないと思うんですけど、もしかしたら歩いてないのに歩きましたとか、禁煙してないのに禁煙しましたとかということも考えられないことはないと思うんですけど、そういう虚偽の申し出とかに対しては、何か対応は考えていらっしゃるんですか。

○健康・スポーツ課長

このポイント制を考える際、1つそこが非常に問題点としてございましたが、先進地でもやはりその点について伺いましたが、やはり性善説と言いますか、皆さんちゃんと申告をしていただけたということを前提にしておりますということでもございました。

仮に一部の方が、運動をしていなくてもしたというふうに申告をされたとしても、大多数の方がその取り組みをちゃんとしていただければ、それによって効果が出るのではないかとこのように考えております。

○永末委員

私も大多数の方は、きちんとやっていただいて、きちんとした形の報告をいただけるものだと思いますんですけど、性善説に立つというような答弁がありましたけど、なかなかそれだけでは難しいんじゃないかなというのも正直感想として持っております。ただ、このやっていこうとしている方向性とか、やろうとしている内容については、私のほうも賛同しておりますので、そういった意味でも、しっかりと適正な形で進められるようにやっていただきたいと思っています。

資料要求のほうをさせてもらっています。せっかく出してもらってますので、見ていただきたいと思いますと思うんですけど、15ページと16ページのほうです。中身としては、過去3年間の特

定健診と若年者検診、がん検診の受診者数と受診率とか受診料金とかというところを出していただいています。中を見ていただきますと、特定健診のほうは25年度の速報値で46.2%ぐらい受けてらっしゃって、一方で若年者検診とかは、まだ数字がまだ低くて、受診率が1.4%しかないとか、あとはがん検診にしても、やはり25年度で見えていきますと、胃がんで5.9%とか、肺がんで7.1%とかということで、子宮頸がんとか乳がんとかになると多少数字は上がってくるみたいですけど、やはりまだ低いと思います。以前、国保会計のことで質問させていただいたときに痛感したのが、やはり予防をどうしていくのかというところが歳出を抑えていくという部分で、歳入をふやすのもそうでしょうけど、歳出を抑えていくという部分が一番重要になってくると思います。その中でやはり、重要な取り組みが健診ですね。健診をしっかりと行っていく。健診の率を上げていくということだと思うんですけど、具体的にこういった数字を把握されていると思うんですけども、こういった健康ポイント事業を行うことによって、この数字をどのくらいまで上げていこうという目標が、短期、中期、もしありましたらお示してください。

○健康・スポーツ課長

目標につきましては、先ほど申しましたように現在設定はしておりません。ただ、がん検診の受診率でございますが、この中には職域で受けられた方の把握というのができておりません関係から低くなっておりませんが、実質的にはもっと高い数字が出ているのではないかというふうに考えております。

今回の健康ポイントでは、結果的にこの数字が1ポイントでも2ポイントでも上昇することを目指しております。

○永末委員

やはり、この数字なら数字の把握をしていращるんであれば、3年後、5年後にこのぐらいのポイントまで持っていきたいという明確な目標があったほうがいいと思います、これに関しては。その目標を定める中で、あまり最初から高い目標を掲げる必要はないと思うんですけど、少しでも改善していくというところで、まず目標も持たれて、それに対して今回の健康ポイント事業をしっかりと使っていくべきだと思います。そういった意味で、検診を受けていただくというのが大変重要なんですけども、検診のほうはこちらの出していただいた資料のほうでもありますけど、受診料がやっぱりかかっています。500円とか700円とかですね。まあ高いのによりますと1500円とかという受診料がありますけども、例えば受診料を無料にして、できるだけ受けていただくというふうな方策のほうが、長期的な視点に立つといいんじゃないかと思うんですけど、その辺りどう考えますでしょうか。

○健康・スポーツ課長

飯塚市が実施しております、がん検診における各検査項目の自己負担額につきましては、平成18年に1市4町が合併しました際に、検討、決定をしたものでございます。その際、検診料のおおむね2割、これを基準として決定をしておりました。現在はその後検診委託料の2割になっていない金額もあったため、平成25年度より見直しをした金額となっております。

健康・スポーツ課としましても、より多くの市民の皆様にご検診をご利用いただくため普及啓発に力を入れておりまして、今年度はがん検診のチラシを広報いづかに折り込み世帯配布をしております。

がん検診の受診率アップにつきましては、低額な料金で受診できるということは魅力の1つかというふうにも考えますが、当課としましては、まず市民の方に自分の健康は自分で守るという意識を高めることが第1というふうにご考慮しておりまして、健康ポイント事業でさらに普及啓発を図っていきたいというふうにご考慮しております。

なお、医療保険課におきまして実施されています特定健康診査の自己負担金につきましては、当初は1000円で実施をしておりましたが、受診率アップを目指しまして現在は500円に

値下げをしております。ただ、その結果は決して顕著というわけではなく、定額にすることだけでは受診率アップに直結はしないのではないかとこのように考えております。

がん検診の受診率アップにつきましては、今後も市としましては啓発普及に取り組む考えでございます。

○永末委員

今の答弁ですと、特定健診に関しては当初1000円だったものを500円にしても大した効果がなかったのということだったと思うんですけど、それだけの取り組みではなかなか効果が出ないにしても、例えば今回の健康ポイントをそれと組み合わせることで上手く啓発しながら、やっていくとかということも必要でしょうし、今の分は特定健診に関してのことでしたので、例えば若年者の分とか、がん検診においては減額することで効果が出てくるかもしれませんし、そういったところもしっかりいろんな方面で探って行っていただきたいと思います。

最後になりますけど、今回の健康ポイントの成功か、そうじゃないのかのひとつポイントとしまして、これが中途半端な取り組みになってしまうとなかなか利用する方も少なくなってしまうんじゃないかと思っています。なので、そのポイント自体が魅力的なものじゃないといけないと思いますんで、日常生活の中でポイントが使えるとか、いろんなお店のほうではポイントカードがありますんで、そういうポイントにも使用できるとか、そういったふうな広い展開を考えていくと、おもしろい活動になっていくんじゃないかと思うんですけども、その辺りどう考えますでしょうか。

○健康・スポーツ課長

商品につきましては非常に重要なポイントではないかというふうに考えております。商品がやはり魅力的であるということが、まず参加をしていただくきっかけにはなるのではないかとこのように考えております。結果的にそういう方が1度取り組んでいただければ、将来的には非常に大きな効果につながるのではないかとこのように考えております。

○永末委員

ポイント制度をもう少し広くと言いますか、商品を与えるというだけでなく、民間の事業所、いろんなスーパー等もありますけど、そういうところでも使えるような広い取り組みとかがどうですかという質問だったんですけど、いかがでしょうか。

○健康・スポーツ課長

今回の事業につきましては、健幸都市いづかを目指す中で、それを実現するためにはどのようにすればよいかということを考える中で、当課の職員の中で検討してつくり上げたものでございます。

今ご提案のありましたように、さらにそのポイントの使える対象と言いますか、そういった貯めましたポイントが、どういったものに使えるかによって、非常にやはり魅力的なものにはなるかと考えております。

今後につきましては、そういったところが、どういったとこまで展開ができるかというのは、今後の非常に大きな課題かと思っておりますので、今後検討していきたいと考えております。

○委員長

続きまして、同じく健康ポイント事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

質問は全部していただきましたので、1つだけ、ポイントの貯金制度というのをつくってもろたらどうやろかと思えますね。ポイントを貯金してもらおう。3ポイントで1500円程度とか言いよるけど、例えば30ポイントになったら10倍ですから1万5千円とか、その金額はわからんけど、とにかく貯金をして、たくさん貯めたら高額なものに使えますとかね。自分の健康のためにするんだからね、あわせてそういうふうなプレミアを付けてやるとね、もう1歩進んでやろうかという気持ちも出るかもわかりませんね。例えばダイマルの跡に健康何とか

施設をつくる、それに例えば使用料としてこのポイントを持って行ったら使用料が使えるとかね。何かいろんなね、考え方はいろいろあると思う。1500円にこだわる必要ないと思うし、いろんな意味で発想して、あなたもかなりもう年代がいつとりますから、若い人の発想をよく聞いて、若い人の発想でひとつこの健康ポイントと同時に、健康で長生きできるような飯塚市民を1人でも多く育てるということで、非常にいいことだろうと思いますので、ひとつ使い道をよく考えてやっていただきたいということだけ要望して終わります。

○委員長

続きまして、20ページ、バイオコークス実証実験委託料について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

このバイオコークス、これの基本的な説明からお願いします。

○環境施設課長

今回の実証実験の目的でございますが、国内で使用されております石炭コークスにつきましては、大部分が中国等からの輸入に頼っている現状でございます。近年では石炭コークスのトン当たり単価につきましては、約3万円と安定しておりますが、平成20年度におきましてはトン当たり単価が約7万円と高騰いたしております。一般的に石炭コークスの使用につきましては、国内、国外の石炭需給状況、また経済状況や為替レートなどによりましては変動するため、社会経済情勢の悪化等によりまして購入価格の単価が高騰するという不安定な部分がたくさんございます。

バイオコークスにつきましては間伐材や枯れ草、もみ殻などの植物性に由来します有機性である資源、バイオマスから製造されるもので、社会経済情勢に左右されることなく安定した供給が可能であることから、今回石炭コークスの代替燃料としてバイオコークスの機能を検証するため実証実験を行いたいというふうに考えております。

○坂平委員

この実証実験はよその例ではないんですか。飯塚市が施設を持っているクリーンセンターで実証実験をしなくても、あそこは確か新日鉄の炉だったですよ。その新日鉄製の炉の施設の中で、実証実験はよそでは1回もやってないんですか。

○環境施設課長

新日鉄製の炉の実証実験でございますが、大阪府茨木市環境センターで実証実験を行っております。ここにつきましては平成25年9月24日の日に私ども視察に行っております。

この実証実験の目的につきましては、新日鉄住金エンジニアリング株式会社のガス化溶融炉が使用されております溶融炉におきまして、バイオコークスの実験の実施に至った経過につきましては、石炭コークスの使用を削減することが可能であるものとして大阪府森林組合で製造されておりますバイオコークスの燃焼効率実験を目的に実施をされております。

実証実験につきましては、運転中の溶融炉にバイオコークスを投入いたしまして、炉内を有効な状態に保ったまま石炭コークスの投入量の調整を行いながら炉内の燃焼状況を注視し、溶融物の温度判定によりまして行われております。実証実験につきましては、平成25年6月3日から7月2日の30日間ということでございます。

○坂平委員

じゃあ、クリーンセンターでこの実証実験をしなきゃいけない、他の施設で実証実験は立証されとるわけでしょう。その辺りはどっちですか。

○環境施設課長

実証実験の中身でございますが、JFEという会社の溶融炉でございます岩手県盛岡紫波地区環境施設組合におきまして実証実験した結果、バイオコークスの代替ということで実証実験が成功したというふうには聞いておりますし、また茨木市につきましては実証実験のやり方に

ついていろいろ疑義があった中で、そのときにつきましてはバイオコークスの実証実験のやり方が、なかなかその辺のところがうまくいかなかったということで、代替にならなかったというふうに報告を受けています。

○坂平委員

いや、そうやなくて、先ほど大阪府ですか、そちらのほうで新日鉄のクリーンセンターと同じ炉で実証実験をしたときには成功しましたというご答弁ありましたよね。だからその同じ炉で実証実験をされた状況であるならば、そのデータを、全く同じ炉でしょう、クリーンセンターのほうと、実証実験したところが。であるならば、わざわざこれだけの費用を投入して実証実験の必要性があるのかなというふうに思うわけですよ。その辺りは違う形態の炉なのか、その辺りはどちらですかね。

○環境施設課長

今回、実証実験に当たりまして、先ほどの茨木市のほうで実証実験の結果を報告いたしましたが、実証実験につきましては、そのときの実証実験のやり方がスライスしたものを投入したということで、そういうふうなところで実証実験のやり方が違ったんじゃないかというふうなご意見もございましたので、今回飯塚市につきましてはバイオコークスの形状を変えず、直径が10センチ、長さが20センチのまま、袋詰めをして投入して実証実験を行いたいと考えております。

○坂平委員

いや、課長ね、私が聞きようとは、1番最初に説明されたでしょう、同じ新日鉄の炉で実証実験をしたときに成功した例はありますということで、いま言われるスライスしてバイオコークスを混砕して焼却にあたった分は別の形態の炉でしょう。

○環境施設課長

先ほど説明いたしました、実証実験で代替ができたという炉につきましては、JFE、日本鋼管と川崎製鉄がやった、炉の形態につきましては要するにガス化溶解方式は一緒でございます。その中でJFEにつきましては石炭コークスの代替が約50%ぐらい見込めたということでございますし、茨木市につきましては、実証実験のところにつきましては、それぞれのやり方について、中身を精査した形の中で、成型体の中の部分で実際に、それを含めた中で、飯塚市で実際にやれるのか、やれないかということについて実証したいというふうに考えております。

○坂平委員

あのね、基本的に私が聞きよるのは、飯塚市のクリーンセンターで存在している炉、これと同じ製品の炉で、実証実験はよそでは1回もまだ過去にやっている実績はないんですかね、バイオコークスを使われた。それを聞いているんですよ。だから、茨木市のどうこうということではなくて、飯塚市のクリーンセンターと同じ炉で実証実験をされたよその施設はありませんかと。

○環境施設課長

いま現在、私のほうでは実証実験をやったというところは聞いておりません。

○坂平委員

そしたら、この実証実験をこれだけやると。これは間伐材とかそういったものをバイオコークスに変えてすると。これは、実際にきのうの市民文教委員会で資料を、私も傍聴に行っていたんですけどね。このバイオコークスをいま現在、日本国内で実際これを使用しているところについては、トン当たり7万円だということを昨日聞いたわけですね、購入費が。今回も予算は、この燃料費、477万4千円。これについては実証実験をする期間中にトン当たり7万円のバイオコークスを購入するんだということの予算だと思うんですよ、この燃料費は。実際に石炭のコークス、これは平成20年度にトン当たり7万円ぐらい高騰したと。それ以後は大体トン当たり3万円ぐらいだという説明があったろうと思います。その中で、例えばこの

バイオコークスの実証実験をして、バイオコークスで実際に可能だということになったときに、このバイオコークスの高い燃料を使って実際に焼却にあたるのか。それとも、このバイオコークスの実証実験をして、今の新日鉄の炉で可能だということになったときに、このバイオコークスの製造までを製品化、この嘉飯山地区で、国交省の河川敷とかそういったところも含めて、除草をした草類がありますよね。これを、費用をかけて焼却したり、その焼却場に予算を投入して処理をしていますよね。こういうものを再利用する計画性はあるんですか。その辺りはどうですか。

○環境施設課長

今回の実証実験につきましては、先ほど答弁いたしましたように、石炭コークスにつきましては、社会情勢によりまして価格が高騰し大きく左右されるという状況がございます。石炭コークスの代替可能なものにつきましても研究してまいりましたが、今回その1つの方策としてバイオコークスが飯塚市のクリーンセンターで使用が可能かどうか、また石炭コークスの代替燃料として、バイオコークスの機能、検証および削減効果を検証したいというふうに考えまして、今回補正予算を要求したものでございます。

実証実験の結果につきまして、まだどのようなになるかわかりませんが、今後につきましても、それを見ながら検討したいというふうに考えております。

○坂平委員

だから、非常に前向きに将来を見据えた中で、この焼却施設の燃料とかそういったものに対して、研究心は非常に前向きに考えて非常にいいことだと思うんですよね。だからその先、これだけ費用をかけて、1千万円からの実証実験、これをかけてする以上は、やっぱりこれが利用可能だという段階の結果が出なければわからないと思いますが、結果に出たときには、すぐにそういった施設をつくったり、そういったバイオコークスを飯塚市で製造するとかいうふうなことをね、しっかりと考えてやっていただきたいと思うんですよね。その辺りがね、全く今の段階では計画は考えていませんと。だから、計画を考えてないならば、本来こういう実証実験をするのであれば、本来はそこまで見据えた中でこれだけの費用の投入を普通はするんだろうと思うんですよね。

行政だからこういう実証実験をしていい。これが民間であればそれだけの費用が投入できるか。その辺りの考え方の温度差だろうと思うんですよね。もうこれだけの費用をかけてするのであれば、そこまで考えてやっていただきたい。それと、このバイオコークスの実証実験にかかる費用、これはどういった形で積み上げがされたんですかね。

○環境施設課長

今回、バイオコークスの実証実験につきましては、炉の安定操業とごみ処理を優先した中で、通常業務以外にバイオコークスの袋詰め及びプラットホームに搬入、ごみピットへ投入する作業、またクレーンの夜間作業等の増員分が必要となっております。

また、実証実験後の評価及び報告書等の作業業務等の作成を含めまして約2カ月間ということで、今回ここに掲げていますように、509万8千円を計上させていただいております。

○坂平委員

この燃料は、いま現在、石炭コークスを使っている分が1日当たり何トンですか。

○環境施設課長

今回の実証実験におきまして、通常石炭コークスの設定値ということで、今回トン当たり使用量といたしまして、60キロで設定しております。

○坂平委員

もう一度聞くけど、石炭コークスが1日当たり、いま現在どのくらいの量を使っているんですか。石炭コークス、今の平常の焼却使用量は。

○環境施設課長

実際にそのときの稼働状況で違いますが、実際に通常石炭コークスの使用量といたしましては、ごみ1トン当たり約60キロということで、計算いたしますと1日当たり5400キロ、5.4トンを使用しております。

○坂平委員

このバイオコークスを使用した実証実験の中では、これ倍数ですよ。石炭コークスが8千カロリー、熱量が。バイオコークスが4千カロリーということでしょう。それでまちがいないですね。これを、バイオコークスを石炭コークスと混砕して焼却をするときには、いま1日当たり5.4トンということで答弁がありましたんで、逆にこれは何割程度入れるんですか。

○環境施設課長

今回の実証実験におきましては、先ほど質問委員言われましたように、コークスの実際の低位発熱量が、石炭コークスが約8千キロカロリー、バイオコークスにつきましては4千キロカロリーということでございます。これに基づきまして、石炭コークス投入量を1といたしまして、バイオコークスの投入量を2倍という形で、1対2の割合で実証実験をやりたいと。この目標につきましては、代替条件といたしまして、10%から30%の代替で実証実験のやるということで、今回の実証実験につきましては10%代替で約4日間、20%代替で8日間、30%代替で――

○坂平委員

課長、もうちょっとゆっくり言って。

○環境施設課長

3段階で実証いたします。例えば、代替条件1につきましては、バイオコークス1日90トンを実証するということにつきまして、12キロの90トン――

(発言するものあり)

○委員長

90トンのごみの量ですか。

(発言するものあり)

ちょっと休憩しましょうか。ちょっと整理してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:07

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

○坂平委員

休憩中に使用量については説明を受けましたので、それはわかりましたが、今度実証実験の委託料、この分で、この実証実験のコークスとバイオコークスを混砕して実証実験する期間は24日間だと、8日間の3回だということで24日間と。いま現在、炉の稼働は毎日されてあるわけでしょう。その炉の実証実験をしなくても毎日の成果表と言いますか、毎日の結果、実績はちゃんと検証されておるわけですよ。この実証実験をすることによって、どれだけの作業量がふえるわけですかね。

○環境施設課長

今回実証実験につきましては、ごみピットの中に入れて攪拌してやるということでございますので、バイオコークスの袋詰め、それから運搬作業が必要になってきます。それと、クレーンの作業につきましては、通常8時から17時までの昼間の作業時間でやっており、17時から翌朝までにつきましては、自動運転をやっておりますので、その間の期間時につきましては、手動で行う必要があるため、通常の一班1名以外の2名の増員を行いまして、3交替で実証実験を行うということで計画を立てております。

○坂平委員

それは2人増員ということ、これ3交替ですか。ということで、これは見積もり、この実証実験するための委託料509万8千円ですか、この分はどういうふうな積み上げ、積算の予算を組む中において、いま言われた2名増員の3交替だと。いま現在、既に毎日焼却作業は行って、これは委託業務で、委託をしていると思うんですよ。それに対する実証実験の中でふえてくる部分、これのことだろうと思うんですよ。いま言う、ごみ袋と一緒にこのバイオコークスを混砕して炉の中に投入するというような実証実験の仕組みだろうと思うんですよ。説明を聞く中においては。だからいま2人増員の3交替、この人件費だけですか。

○環境施設課長

今お話し申し上げましたのは、実際に実証実験をやるというふうな経費でございます。その後分析それから報告書までの期間、技術員といたしまして2名の人件費を計上いたしまして、今の509万8千円と計上させていただいております。

○坂平委員

通常これ公共ですからね、どうか分かりませんが、これが例えば民間でこういう委託契約をして、これはクリーンセンターができて、その後ずっと同じところに委託をされてあると思うんですよ。その中において、こういった焼却燃料の変更によってね、今後そういうコークスだけでなく、このバイオコークスと混砕したときに、どういうふうに変ってくるかと。今の新日鉄の炉で使えるのかどうかということの実証実験をするときにはね、大体メーカーさんがそういうものは自主的にそういう実証実験のデータとか、そういうものはかなり協力的にされるだろうと思うんですよ、普通であれば。新規事業の切り替えですからね。だから、そういうものも兼ねて、これが例えば実証実験して、これが可能だということになっても、これ別に特許も何もとれないわけでしょう。これをしたからということで。例えば飯塚市が実証実験した、これでバイオコークスと比率が、コークスとバイオコークス兼用で使って、混砕して使って実際に使用可能だという実証実験結果が出ても、それで例えば特許がとれるとか、そういうものをよそで使うときには、飯塚市の許可があるとかいうことにはならないわけでしょう。その辺りはどっちですか。

○環境施設課長

基本的に今回の実証実験につきましては、飯塚市事業所において実証実験の中で、実際どんなふうな形で、実証実験で使えるか使えないかということでございますので、飯塚市だけの実証実験という形になります。

○坂平委員

それでね、先ほどから言うように、こういう実証実験をするに当たってね、いま委託業者をずっともう何十年来と使ってあるわけですから、そういったところにもね、市の予算ばかり投入するんじゃなく、自主的に協力をいただくようなお話はされましたか。

○環境施設課長

今回の実証実験につきましては、NSES、通常、日鉄住金環境プラントソリューションズ等々につきまして、実証実験について、具体的な方策等につきましては、実証実験のやり方等々、技術的な面を含めまして話をしております。

○坂平委員

いや、課長そうじゃなくて、経費削減ということでね、そういった交渉はされましたかと。これだけのね、かかる費用、これは実証実験をする委託業者から金額提示をしていただいたんですか、それともあなた方が積算をされて、この予算を組まれたわけですか。

○環境施設課長

今回の委託の積算につきましては、いま実際に運転稼働しております日鉄住金環境プラントソリューションズから見積もりをいただいておりますので計上いたしております。

○坂平委員

その見積もりをいただいた分に対して、それが妥当な金額かどうかという確認はされましたか。

○環境施設課長

この委託料につきましては、実際に発注作業をする際に、委託業者と業務内容等の検証、また調整を含めまして再度調整したいというふうに考えております。

○坂平委員

だから委託業者からその見積もりをいただいた段階で、予算化する前に、それを逆に本来なら先にやっとならないといけないことじゃないですかね。ただ見積もりをとったから全額をポンと上げると、それで予算が通れば、その後に委託業者と価格の交渉をするとかいうことじゃなく、どっちにしてもね、このバイオコークス実証実験、どこからどういうふうに、これが急に湧いた話かわかりませんが、このバイオコークスを実証実験して、これが使えるということになったときにね、先ほども聞きましたけど、このバイオコークスの製品自体を飯塚市のクリーンセンターで製造するなら別ですよ。その計画は全く考えておりませんと、その中で、何で、いま実証実験をしなきゃいかんのかと。先ほど、そのための説明がありましたよね。平成20年には鉄鋼の供給が、需要がたくさんあったために、トンあたり7万円になりましたと。その分については、バイオコークスの半分の量で、焼却燃料の使用が可能なんです。このバイオコークスを使うことによって倍の燃料がいる。いま現在、バイオコークスは7万円だと、わざわざ高いやつを燃料に切りかえる、まあ使用が可能かどうかわかりませんが、実証実験して、例えばこれが実際に可能だということになっても、メリットがないわけですよ。メリットがあるというのは、CO2削減ができるということと、あとは例えば草刈りとか間伐材、この使用でメリットが出てくるかもしれません。ただそれを使うに当たって、飯塚市でこのバイオコークスを製造するというのなら別ですよ。これを、バイオコークスをよそから買ってくるということになれば、全くメリットはない状況だと思うんですよ。だから、どこからこの話がね、湧いてきたかというのは、行政が考えたのか、どこが考えたのかわかりませんが、そういったことも含めてね、これ長々と聞いても、予算として上がってきてはいますが、その辺りを十分ね、実際にこれを実施するかしないかということは行政のほうでこれをしてメリットになるのかデメリットになるのか、その辺りもわかりません。あとはこの予算を上げている実証実験の委託料、これについてはいま先ほど説明がありましたように、見積もりを取った段階で上げましたということですから、この価格を決めるときにはしっかりと協議をして、できるだけ少ない費用で上がるように努力してみてください。

○委員長

次に、20ページ、省エネルギー推進事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じ質問なんで、いま私も聞きながら、ちょっと釈然としないんですが、バイオコークスを使うことによって経費削減、それとできたらその、まあ飯塚市というか森林地帯、山もありますので、そういう所に地場産業でそういうのが展開できる、そういう展望まであつての今回の実験なのかなと思いましたが、何かいま答弁を聞いていますと、何のためにこれをするのかというのがちょっと疑問になっております。ぜひ再検討していただきたいということを申し添えて、終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。

次に、第5款労働費から第8款土木費まで、20ページから24ページまでの質疑を許します。

はじめに、質疑通告されております20ページ、労働費、測量士等新規就労支援事業委託料について、坂平委員の質疑を許します。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:30

再 開 14:31

委員会を再開いたします。

○坂平委員

緊急雇用創出事業費、測量士等新規就労支援事業委託料、これは補助事業であることは説明書でわかりましたが、これ大体どういった測量士の新規就労支援事業、内容はどういったものですか。

○教育総務課長

この測量士等新規就労支援事業につきましては、ただいま委員が仰せのとおり、県の緊急雇用創出事業、地域人づくり事業の一環として実施するものでございます。内容につきましては、民間活力を地域の実情に応じた創意工夫を活用し、多様な人づくりの推進を発展させるために、地域で就職するための必要な知識、技術を習得させるための事業でございます。具体的には、測量士、調査士等の育成の中で、現地の研修の場のひとつとして教育財産を取り上げていただいて、測量士等の技術の習得、調査士等の育成を図るものでございます。

○坂平委員

ここに、説明書の中にありますよね。中学校敷測量等の技術の習得、向上を図る場のひとつとして提供し、測量士等を養成するものということでありますよね。この意味合いがわからんわけよね、この説明を書いている意味合いが。測量士を育てるのであれば、小中学校敷の測量等の技術の習得、向上、それともう1点は、これはこの金額が補助事業の最大限の幅ですか。

○教育総務課長

この事業の主たる目的と言いますか、目標は先ほど申しましたように人づくり、この場合によりますと測量士とか家屋調査士、この育成を図るための事業でございます。職業訓練的な事業でございます。本来、この事業の趣旨からしますと、教育委員会が実施するような事業ではございません。ただ先ほど申しましたように、Off J T、O J T、実習を通してこういう育成をするというような事業でございます。その実習の場としまして、教育財産、学校敷でございます、それを実際の測量とか調査の場のひとつとして利用をさせていただいて、私どもとしましては教育財産の整理をしていただくという事業でございます。そして先ほど申しましたように、委員ご指摘の上限かどうかということにつきましては、一応この事業につきましては県の事業でございますので、県と協議して、内容、予算等を協議して内示をいただいたところでございます。

○坂平委員

緊急雇用創出事業費、この県の補助対象はこの分類の中でどういったものがあるわけですか、この測量士以外で。

○教育総務課長

委託料の内訳ということでございましょうか。

(発言する者あり)

○商工観光課長

今回の緊急雇用創出事業につきましては、平成25年度の国の補正予算に基づきまして、福岡県の緊急雇用創出事業特例交付金の基金に積み増しがされて行われる事業でございます。先ほどの中からも出てきております事業としましては、地域人づくり事業ということで2つ事業がございまして、雇用拡大プロセスを用いた事業、それと会社等の処遇改善プロセスをする事

業、この大きく2つの事業がございます。今回、教育委員会のほうで出されておられます事業につきましては、雇用拡大プロセスの雇い入れを伴う事業ということになっております。

○坂平委員

今あなたが説明したのがね、私が質問しようのとちょっと、入口は質問に対して答えられたと思いますけど、説明がね、いまいち理解しにくいところがあるんですけどね。ただ、学校敷の測量、これの雇用創出事業を飯塚市が選択したわけですね、緊急雇用創出事業費の中から。どちらですか。

○教育総務課長

教育財産を管理する上でこの事業を活用して、提案を市のほうからさせていただきました。

○坂平委員

小中学校敷のね、測量等の技術取得、この小中学校の測量という必要性はどこにあるんですか、その事業創出のための。

○教育部長

今るご質問いただいておりますが、教育委員会のほうでまずこの事業を選択するに至った経過についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず現在、教育委員会のほうで行っております学校の統廃合、これに伴いまして今後財産を廃止する学校施設がございます。この部分の測量等、過去にも菰田とか三中の部分もございますけれども、既に廃止が決まった所もございますが、やはりその中で境界を確定するとかいうような部分で、種々やはり年数も経過しておりますので問題も起きております。

今後そういうふうな想定をされる学校のきちんとした境界等の確定及び測量を、何とか低廉な予算でできないものだろうかというようなことを検討いたしました際に、こういうふうな緊急雇用のメニューがございましたので、これを使ってやったらどうだろうかということで提起をさせていただきました。

ただし、それを直接いま申し上げたようなことで学校施設の測量だというような位置づけではこの事業に乗りませんものですから、先ほど商工観光課長がご説明をいたしましたように、地域人づくり事業の雇用拡大プロセス、これに乗せて実施するためにはどういうふうな事業メニューにしたらいいかということを検討いたしましたして、先ほどから疑問に思っているかと思っておりますけれども、測量士を育成して、最終的にはそこで培ったノウハウを生かして今後の雇用につなげていただきたいというようなことで計画をつくった経緯がございます。

○坂平委員

何か説明を聞きよくと、部長が説明しよると、さも正しいような説明をされよるみたいな感じがしますけどね。これは、補助金は補助金でしょうけどね、基本的に小中学校の敷地が、先ほど言うごと、統廃合によって廃止される学校の敷地が、境界がまだはっきりしてないとか言われましたけど、基本的に国調は1市4町いつありましたか。

○教育総務課長

国調の実施時期でございますが、地域によって違いますが、昭和40年代から――

(発言する者あり)

その辺はすみません、ちょっと把握が私のほうでできておりません。申しわけございません。

○坂平委員

国調というのがね、きちっと隣地境界の立会をして、全部その境界というのは個人の財産、公共財産、これを明確にしているわけですから、だから今さら小中学校敷の境界がはっきりしてない、まあ前回もありましたよね。菰田小学校ですか、中学校ですか。そういったことをね、きちっとやったり、今そういう雇用創出は事業があったからそれに便乗してやったほうが安く上がるとか、そういった費用を軽減してする気持ちはわかりますよ。ところが、当然してなければならぬ状況のものをね、いま、そういう事業に乗っけてすることで、さも、よほど補助

金のね、いいのを見つけてやっておりますと言わんばかりに言われとるけど、基本的に違うわけでしょう、それは。だから今までやっていなければいけないものがまだ残っているというのを、逆にさらけ出しよるような状況ですよ。だから基本的に、まだ学校を統廃合する中、新規に敷地購入をされてね、小中一貫校でされる分については、いま現在購入しているから、きちっと明確にされておりますよ。だから学校、1市4町これだけの数があるわけですから、私が言いたいのはね、財産管理、市有地、個人の土地、こういうね、それと筆界未定地、これも含めて、きちっとやっぱり整理を、費用をかけてでもね、しとかなきゃいけない部分が多々あると思うんですよ。特に旧潁田、このあたりはね、ほんとに学校敷地の中に個人の土地が入ったりなんかかかんで、いっぱいあると思いますよ。旧潁田は全然整理をしてなかったからね。だからそういったものも全部含めて、近々にこういう予算化をして、早急にやっていただきたいと私は思います。これはね、たまたまこういう測量士、新規就労支援事業ということで上がったからね、ここでお話をさせていただきよりもすけどね、それは行政が考えてすること、トップダウンで考えてすることだから、私が出しゃばって言うことじゃないと思いますけど、財産管理については、各所管で分散して管理をしとつても、わからんわけですよ、これ。管財なら管財で、一括で、やっぱり全庁の、全市の市有地、これに関しては、やっぱりそこでパッとわかるようなシステムを構築していただきたいと私は思っております。そういったことも含めてね、この質問はこれで終わりますけど、そういったことを今後しっかりと、市長、副市長、よろしく願いしときます。

○委員長

お答えになられますか。よろしいですか。

次に21ページ、農林水産業費、がんばる農業応援協議会負担金について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

21ページの農業振興費、がんばる農業応援協議会負担金、これについてご質問したいと思います。これは本年度補助事業で2分の1の補助で行われると書いてありますけど、補足説明書類に、具体的内容について、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○農林振興課長

本市の農業につきましては、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況にございますが、この状況を解決するには新規就農者を確保することが必要であるというふうに考えております。

しかしながら、農業への想いとやる気はあっても、農地の取得、あるいは借り入れの問題、それから農業へ就農するに際しての資金の問題、農業技術の問題、そして所得の問題等、多くの問題がございます。

これらの問題の解決を図り、新規就農者の確保から将来の担い手として育成をしていくために、県、JA、農業共済組合、農業組合、市、これに農業者代表の方を加えまして、飯塚市ががんばる農業応援協議会を組織したいと考えておるものでございます。本予算は、その運営費として計上したものでございます。

○吉田委員

新規就農者に対して、支援をしていくために、支援の協議会を開くということなんですが、この構成メンバーについて、JAさんと行政職員、農業委員会等ありますが、専門知識を持った現状で取り組まれている認定農業者さんあたりの指導も必要だと思われませんが、この点についていかがですか。

○農林振興課長

専門的な指導の分野につきましては、県の普及指導センター、それからJA、これに農業者代表から考えておりますのが、指導農業者の方を考えております。

○吉田委員

はい、わかりました。続きまして、協議会の設置がなされ、そのあと見込まれる効果について、どのようなことを思われてますでしょうか。

○農林振興課長

現在の就農相談でございますが、主に県の普及指導センターに集中をしております。これには、私ども市であるとか、JAに個別に相談があつておまして、この相談がばらばらに現在まで行われております。これが、この協議会の設置によりまして、相談窓口が一本化をされますので、相談者の方に、あるいは相談後、就農された場合にその利便性が向上するというふうに思っております。

あわせて、私ども関係機関におきまして、情報の共有化が図れます。これにつきまして、平成25年度に新規就農相談で、ワンストップ相談を試行いたしましたところ、相談者、それから相談を受ける私どもの側にも好評を得ております。このことが最も大きな効果であるというふうに考えております。

○吉田委員

それに伴いまして、新規に就農されるということは、土地の取得及び土地の借り入れ等、問題が発生してくると思うんですが、その2点について、どのようにお考えでしょうか。

○農林振興課長

ご指摘のとおり、本市におきまして農業参入の際には、最低で50アール、いわゆる5反以上の農地の耕作ができる状況になること、借り入れもしくは取得になりますが、それが必要ということで農業委員会のほうで対応していただいております。この状況では新規就農の場合、特に新規参入ですね、農外からの参入の場合、非常にそれだけの耕作をすることは負担が大きい、事実上不可能に近い状況にあるということから、現在農業委員会のほうで、このがんばる農業応援協議会の趣旨をご説明させていただきまして、条件の緩和についてご理解をいただいております。近々正式に何アールまでというふうなことで、ご決定をいただけるものというふうに考えております。

○吉田委員

支援協議会の設置については賛成できますが、農地の取得もしくは利用権設定等につきまして、農地法第3条第2項、農地の取得の下限面積の取り決めにつきましては、現在まで不正な農地取得による開発行為の抑制に多大なる貢献をしております。このハードルが高いため今まで新規参入が困難であったということもわかります。

農業の現状は、先ほど答弁していただきましたように、従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地等の諸問題が山積みでございます。解決のためにも最低面積耕作地の下限は緩和して、新規参入を行うことは確かに、農業振興策の1つですが、容易に土地が取得できることにより継続して農地として使用されていくのかが今後不安に残ります。当市において、農業施設等による条件等、いろんな諸条件等をいま協議されていると思いますが、必要条件等について、どこらへんまで検討されているのか、お答え願えますか。

○農林振興課長

農業参入の場合、いわゆる米づくりということでは、新規参入については、米づくりによる農業所得ということを考えますと、事実上不可能に近い状況でございます。大企業が参入ということになれば別でしょうけども、個人の農業者ということではほぼ不可能だということから、私どもががんばる農業応援協議会の準備会議の中で議論しておりますのは、いわゆる施設栽培、いわゆる温室による栽培でございますが、施設栽培を推進することによって、少ない面積で所得率が高い、そういう就農の仕方を推進していく方向で、いま現在準備を進めているというところでございます。

○吉田委員

施設の栽培で継続して行う場合についてということですが、この点につきましても面積要件の緩和に対しましては、先ほど私が問題提示したところもありますので、一気に規制緩和して条件だけで土地を購入するような規制緩和じゃなく、ある程度新規就農された方々におかれまして、農地の利用権の設定等による継続、ある程度の年数をふまえた中で、今後の政策に取り組んでいただくとかいう形をとっていけば、こういう不正防止にもつながると思いますので、よろしくをお願いします。それに伴いまして、がんばる農業の支援ということですけど、支援の協議会設置じゃなく、ある程度は市独自の今後の農業支援に対する補助政策等は検討されていませんか。

○農林振興課長

現在予算化に向けて準備をいたしておるところでございます。具体的な中身については予算をお願いした時になります、考えておりますのは、新規就農に向けました研修の支援、それからの営農開始に向けた支援制度について、検討をしておるところでございます。

○委員長

次に、21ページ、農業振興事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

農業振興支援ということで、いま吉田委員が質問しました。それと併せて鳥獣被害のところ関連があって、2つやろうと思いましたが、今、がんばる農業応援協議会につきましては、る質疑がございました。ただ、いま言う農業者の高齢化、後継者不足は、これはもう事実でございますが、耕作放棄地の増加というのは、1つは後ろの鳥獣被害等も大きな関連があって、いくらやってももうイノシシやシカからとられるから、もうだんだんだんだんしたくないという形で、高齢化と一緒に、この耕作放棄地というのが増加しているのが現状やろうと思います。そういう中でがんばる農業ということで、私は新規就農者確保ということに、これは答弁の中で、新規新規というのが声高々に出ておりましたけど、やっぱり後継者の方たちをいかに育てるかというのが大きな1つの目標やろうと思うんですね。やっぱり農業やられよる方の後継者の方が農業をやるのが一番、小さいときから扱っていますから、もう慣れてますからね、一番いいんやろうと、新規就農者というのは、なかなか、今、吉田委員言われたように5反を1反に減らしたとしても、いろんな意味で、途中でやめたりなんかしたときに、もう歯止めが効かんようになったときに、虫食い状態、あちこちでこうつくったような形になりますから、逆に言うなら、農業法人みたいな大きなやつをつくってやるほうが、私はいいと思いますけど。そこんところありましたので、一つだけ要望として、がんばる農業応援協議会と名前ががんばるですから、せめて10万円ぐらいじゃなくしてね、やっぱり50万円ぐらいはつけてね、頑張れよというような形で、これ1回目ですからね、今回は10万円やろうと思いますけど、来年度からひとつ継続してやる事業やろうと思いますので、1つ予算をもう少しつけて、ほんとに頑張ってくださいようにやっていただきたいと。それが先ほど言いましたように研修とか何とかいうようなとき、それからこのがんばる新規をやるときには、例えばハード面、新規の方たちが1反、2反か知りませんが、購入とか、借りるときにね、1年間なら1年間でやめるんじゃなくして、5年なら5年間はちゃんとやりますよとか、10年なら10年やりますよというようなことの歯止め策とか何とかいうのも、やっぱりここで検討せないかんとしますので、そういう意味ではやっぱり10万円ぐらいやったらね、1回に、例えば交通費だけでも千円やったとしても、何人これだけ集まるか知りませんが、30万円ぐらいやったら大したことないと思いますからね、そういうことでひとつよろしく予算を、来年度はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから鳥獣被害につきまして、あとに守光委員、吉田委員が同じく質問が出ておりますので、私はもうこれについては引っ込めまして、お二人から十分に質疑をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

続いて、21ページ、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

21ページ、農林水産業費、また農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、あと2名の方がいらっしゃいますので、自分のほうからは、今回新規事業ということで概要というか、まずはじめにお聞きします。

○農林振興課長

有害鳥獣による被害につきましては、農林被害だけでなく本市では、市街地にまで及んでおるのが実情でございます。苦情や相談のたびに本庁と支所の担当者がそれぞれの現場に急行いたしまして、状況を確認し猟友会につなぎ、あるいは猟友会の補佐をするなど、1回の出動で、2、3時間を要し、他の業務にも支障をきたしている状況もございます。

協力していただく猟友会のほうも、捕獲につながれば報償金が交付されますが、事前の確認やわなの設置、移動、銃による対応には捕獲されなければ、この捕獲褒賞金等はなく、結果的に無償で協力をいただいております。

そこで猟友会による鳥獣被害対策実施隊を編成いたしまして、市からの要請に基づく事前確認からわなの設置や移動、銃による対応などの業務につきまして、捕獲されない場合に報酬を支払うものでございます。実施隊につきましては、25名程度を予定いたしております。

○委員長

続きまして、同じく鳥獣被害対策実施隊員報酬について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは概要説明ございましたけど、近年の出動が多くなっているという状況ですけど、ここ最近の出動回数と捕獲頭数についてお願いします。

○農林振興課長

近年の出動回数でございますが、いわゆるその職員の出動回数でございますが、農林振興課の職員が昨年度70回を超えております。支所を合わせますと、百数十回に達しておるという状況でございます。捕獲頭数でございますが、平成23年度が938頭、平成24年度が1013頭、平成25年度が1028頭でございます。

○吉田委員

確かに増えているような状況が見てとれます。それに伴いまして、今まで捕獲隊員についてボランティアで行っている猟友会というお名前が出ておりますけど、猟友会についてもかなり高齢化が進んでおると聞いております。猟友会さんの現状の規模と構成人員等について、教えていただけますか。

○農林振興課長

現在の猟友会の人数でございますが、99人ということでございます。このうち、この有害鳥獣の駆除員としてなっただいていただいている方が68人ということでございます。その構成ですけども、猟友会の構成が、30代が3人、40代と50代がそれぞれ5人、60代が45人、70代が33人、80代が7人、90代が1人ということで平均年齢が67.2歳ということでございます。

○吉田委員

やはり高齢化が進んでいて、67.2歳の平均年齢、最高齢に至っては有害鳥獣をとられる猟友会の方で90代がおられるという素晴らしい状況だと思います。それに伴いまして、後継者不足というのも、この中で重要な問題であると私は認識しております。年々、その高齢化が進んで、若い人の興味がわからない。これに対する事業に取り組む方が少ないというのもこの団体の構成メンバーの中からも聞いております。

それに伴いまして、捕獲した獲物の、これは一般質問等でも何名かの同僚議員が言われてい

ましたけど、捕獲した獲物の肉の処分に困るとというのが一番の課題みたいですよ。これが、加工施設等がもしあれば、衛生的な管理が行き届いたところで加工して販売にも至られるというご要望もかなり受けておりますので、今後この対策等について検討してみる形があると思うんですが、そこらへん、近隣の市町村、宮若の共同施設等も私も視察で見てまいりましたが、衛生管理の行き届いたところで、残さいの骨、皮についても、キロ単価で処分料をいただいて処分するという冷蔵庫からスライスマシン、凍結機、仮貯蔵施設まで踏まえたすばらしい施設でしたけど、こういうのを今後検討されていく予定はないのでしょうか。

○農林振興課長

たしかに先の一般質問でもご答弁申し上げましたけども、肉の一部について、猟師の方が食用としてされております。しかし、大部分の肉につきましては、処分されておるとというのが実情でございます。

国や県におきましては、ジビエということで肉の有効活用ということで、少しずつですけども広がりを見せていることも承知をしております。近隣の処理施設においても状況につきまして確認しましたところ、以前よりは施設の運営についての自治体の経費負担が軽くなりつつあるということも聞いております。ただ施設建設に当たりまして、初期投資が国の補助が2分の1ということで、2分の1はどうしても単費になるということで、宗像にあります処理施設につきましても、数千万円ということも聞いておりました、かなりの初期投資があると。今度は運営に至っての運営費の補助金もなかなか現在のところでは、まだ整理ということまで至ってないということもでございます。

ただ状況が少しずつ変わりつつあるということについても承知をしておりますので、引き続き研究検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

続きまして、同じく21ページ、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

同じく鳥獣被害対策実施隊員報酬について、質問させていただきます。いま同僚委員さんのほうから質問ありましたんで、私のほうからは簡単に済ませたいと思っておりますけども、まず今回の分は、隊員に対する報酬ということで、97万5千円ほど上がっておるんですけども、農林被害、有害鳥獣による被害というのは、農林被害だけでなく市街地ですかね、ああいったところにまで及んでいるという話を聞くんですけども、実際に人的な被害が、農林被害ではなく人的な被害が及んだような事例というのは、いま市において把握されている分はありますでしょうか。

○農林振興課長

本市におきまして、人的な被害というのはまだ私どものほうとしては承知をしておりません。ただ車がぶつかったという話は聞き及んだことがございます。

○永末委員

人的な分について聞かれたことがないということでしたけども、実は、私のほうにも、少し話のほうがあつておりました、やはりそういう有害鳥獣を近年見かけることが多くなったというふうな声も聞いておるのが現状でございます。先ほど、同僚議員からも話がありましたけども、やはりそのときにいま、お世話になっている団体として猟友会等があるかと思うんですけど、駆除員の平均年齢のほうも67.2歳ということで、高齢化しております。そういった報酬である程度補っていける部分というのものもあるんでしょうけど、おのずとやはり限界もあるかと思うんですけど、そのあたりの今後どういった形で、そういう現状に対して、どういった形で対応していこうというふうに考えられているんでしょうか。

○農林振興課長

ご指摘のとおり猟友会の高齢化というのは年々進行しております、若い方の加入がほとんどないという状況が続いております。このことは飯塚市だけじゃございませんで、全国的な状況でございます、今年の5月に鳥獣保護法が改正をされまして、この猟友会員の減少あるいは高齢化ということから、この法改正によりまして、いわゆる民間事業者による捕獲をするということでの、捕獲をするための委託について、法改正がされたということです。この法が施行されて実際に民間事業者として動き出すのが来年以降になるだろうということですが、これにつきましては、あくまでも県の事業によるということで、市町村レベルでの対応ではないということで、今のところ聞いておるところでございます。

○永末委員

県事業として来年からですかね、民間事業者による捕獲のほうも法改正ではじまるということですが、一極端に、すぐ新しい形に移るとするのは難しいでしょうから、当然今ある形というのも何らかの形でしっかりと守られるべき部分があると思います。検討していただきたいのは、やはり猟友会ということで、いま99名ですかね、いらっしゃいますけど、できるだけこういったところで入会しやすいと言いますか、入会して自分もこういった鳥獣被害とかを止めていきたいというふうな、若い方というのをぜひ育てていただきたいと思います。なかなか銃を撃つとか、そういったところに対して抵抗がある方とかもやっぱりいらっしゃると思うんで、いろいろニュースとか聞いていますと、インターネットとかを使って、遠隔操作して、わなとかをセッティングしてうまくやっていくとかっていうところで、やっぱりそこもITを使った形で、新しい形でどんどん進めていっているというふうな自治体があるというふうなことも聞いています。ぜひ、そういったところも検討していただいて、新しい形でのそういったITとかを使いながら、危険性が少ないような形で、こういう取り組みをしていただければなと思いますので、そのあたりもぜひ、検討していただければなと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 10

再 開 15 : 20

委員会を再開いたします。

21 ページ商工費、飯塚観光協会補助金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

飯塚観光協会補助金について、質問させていただきます。今回、補正で362万4千円計上されておりますけども、この中身について、ご説明をお願いします。

○商工観光課長

今回計上しております、飯塚観光協会補助金でございますが、本年3月31日から放映されております、連続テレビ小説花子とアンを活用した、誘客推進に係る事業費となります。事業の内容としましては、旧伊藤伝右衛門邸で実施予定の秋のドラマ特別企画展開催経費。それとドラマの脚本家や原作者等をお招きしましておこなう講演会の開催経費。それと、観光PRにかかる広告宣伝費及び総合観光パンフレット等の印刷費等でございます。

○永末委員

中身としましては、連続テレビ小説花子とアンを活用した、誘客推進に係るということでしたけども、現在、そのドラマのほうを私も見ておりますけども、視聴率もかなりいいということで、またドラマの中でも、白蓮とか伝右衛門役の嘉納伝助とか、そういった本当に本市にとっては身近な方が登場しているということもあって、現在、旧伊藤邸にはその効果もあって、多くのお客様が来られているようですけども、その花子とアンに関連事業経費、大体のところ説明がありましたけども、もう少し詳しくご説明をお願いします。

○商工観光課長

事業費の内訳としましては、まず特別ドラマ企画展の開催費としまして、まずドラマパネル資料等の借用経費、これが107万2千円。それと講演会開催関連経費、これが127万9910円、合計が235万1910円でございます。それと観光PR関連経費としまして、観光パンフレット印刷経費、これが101万1950円。広告宣伝費、これはNHKドラマガイド等に掲載する経費でございますが、25万9200円、合計が127万1150円。あわせまして、362万3060円となっております。

ドラマ企画展の開催予定期間としましては、平成26年9月18日から12月2日の76日間を今のところ予定をしております、ドラマ関係の資料、村岡花子の全国巡回展等の資料を借用したいと考えております。

また、講演会の開催日程につきましては、9月下旬から10月上旬を予定しております、出演者等は、ドラマ脚本家の方、村岡花子さんのお孫さん関係、それと歌人白蓮さんの関係者をお招きしたいと考えております。

○永末委員

いま詳細のほうを説明いただきましたけども、今回補正で360万円強という少なからざる予算をつけられて、頑張りますということだと思っておりますけども、実際にいま現在も観光客はふえているというふうに聞きますけど、大体どのぐらいの観光客増加を見込まれているのか、ありましたらお願いします。

○商工観光課長

現在、旧伊藤邸におきましては、個人客が中心にマイカーで来場されておられます。夏から来年3月にかけて旅行会社によるツアー造成等も見込めますことから花子とアン関連事業による入込客数は、対前年比は約100%アップということで5万人増を目標に頑張りたいと考えております。

○永末委員

100%アップ、5万人増を目標にということで答弁いただきましたけど、実際に例えばどういったところからお客さんをどういう形で呼び込んでこようというふうに考えていますでしょうか。もし何か、そういった具体的な考え等ございましたら、それこそ近隣から、県内からできるだけ多く連れてきたいと思われているのか、それともせっかく全国区になっておるわけですから、全国に広く周知して行って、しっかりと遠くからでも連れてきたいというふうに考えられているのか、その辺りどうでしょうか。

○商工観光課長

基本的には西日本から九州のほうが中心になるかと思っております。それに向けていろんなPR等もやっていきたいと思っておりますが、そのほか他のいろんな旅行会社と、いまANAとかJALとかいろいろございますが、そういった形でのツアー造成等も考え、計画等をやっているところがございますので、できるだけ幅広く全国からお出でいただくと、例えば花子とアンの地元である甲府等から先日もお見えになっておりましたけども、そういう形で広くPRをやりたいと考えております。

○永末委員

全国から広くということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。甲府のほうも舞台になっておりますので、ぜひそういったところとも連携しながら広く窓口をつくっていただいて、ぜひこの機会に飯塚市を全国的にアピールして行っていただきたいと思っております。今後の花子とアンを活用した観光事業の推進なんですけど、今後の展望についてお聞かせください。

○商工観光課長

花子とアンのドラマ放映は、ことしの3月末から9月末までの6カ月間ありますことから、大河ドラマ軍師官兵衛と同様にドラマ放映前、放映中、放映後の3連間で観光PR事業の組み立てを行っております、放映前におきましては、ゆかりの地として各種メディア、旅行会社、

観光団体等を中心に事前PR活動をこれまで実施をしてきました。

放映中の現在につきましては、観光客の受け入れ体制の整備、企画事業の開催、誘客増加のための広報PR活動を継続して実施しております。

また秋からのドラマ終盤、放映終了後の来年にかけましても、継続的に誘客を推進していくために魅力的な企画事業の実施、お土産品の販売促進、おもてなし体制の強化を図ってまいりたいと考えております。軍師官兵衛、花子とアンの両NHKドラマの放映を機に飯塚観光協会等を核としまして、商工会議所や商工会、各種地域団体とも連携をしながら観光振興及び地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

○永末委員

ぜひ、頑張っていたいただきたいと思います。先ほど、午前中にホームページの話もさせてもらいましたが、次年度からホームページも更新されていくということで、新しくリニューアルされるということでしたけども、やはり全国的に誘客していくとなりますとやはりインターネットで検索して、伊藤伝右衛門、伊藤伝右衛門邸とはどんなところなんだろうとか、また白蓮さんのこととかもほとんどネットで検索することも多くなると思いますので、そのあたりの整備のほうもしっかりと行っていただきたいと思います。どうしてもこういった観光事業、もう本当に一過性のものになりがちだと思います。

ぜひ今回、こういった形で全国区になったわけですから、それを一過性のものにするのではなく、やはり今回の部分で名前が売れましたので、それを今後はどうつなげていくのかというところで、いま話もありましたけども、それをしっかり検討していただきたいと思います。来てもらって、それでもう帰って終わりじゃなく、経済効果と言いますか、こういった形で飯塚に来てもらった方が飯塚のどこで、お金を落としてもらおうかというか、そういうルーティングじゃないですけど、そういったところまでしっかりと各団体とも協議をしていただきながら、どうすれば飯塚でお金を使っていただけか、飯塚の経済が活性化するかという部分をしっかりと検討していただきたいと思います。

伝右衛門邸の、すみません、資料のほうも要求させてもらっていました。17ページになりますけども、伝右衛門邸の入場者数ですね、過去5年間出してもらっています。入場者数としましては、大体少し、いま25年度にかけて全体の入場者数としては、21年度が8万4千人で25年度が5万1千人ですんで、若干減り気味にもなっています。ですんで、ここを今回の契機にしっかりと盛り上げていただきたいと思います。

最後になるんですけども、こういった形で、いま伝右衛門邸が活用状況としまして、こういったいろんな催し事に使われているわけですけども、例えば5月には女流の王位戦ですかね、というのもやられているみたいですけども、例えばそういった本当に権威のあるものをあそこで開催されるのはすばらしいことだと思うんですけど、可能であれば、ぜひ地元の団体、囲碁とか将棋を習われている、楽しみにされている高齢の方に対する楽しみを与えるという意味でも、囲碁とか将棋の飯塚杯みたいなのをぜひつくっていただいて、そこで最終的にこの伝右衛門邸を使って、こういうのをやるとかっていうイベント開催なんていうのは考えられていますでしょうか、もしくは検討していただけますでしょうか。

○商工観光課長

伊藤邸につきましては、いま一般公開ということでやっておりますので入場者の方もいらっしゃると思います。それと文化財というところもございますので、文化財保護課等も含めながら有効活用については検討してまいりたいと思っております。まず、一般客が、来られる方が優先になりますので、例えば休館日を使ってそういう催しをやるとか、そういうものについては検討できると思いますので、そういうところも含めて関係各課と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○委員長

続きまして、22ページ、土木費、市道認定外道路特定業務委託料について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

土木総務費で市道認定外道路特定事業委託料、これはどういった内容か説明をお願いします。

○建設総務課長

まず目的でございますが、飯塚市が管理している道路で市道認定されていない、あるいは漏れているものがあります。市道認定し市道として管理しているものについては普通交付税の算定基礎となり、普通交付税が交付されることとなりますが、市道認定がされていない場合は管理をしているにもかかわらず、普通交付税の交付がないという状態でございます。このような状態を解消し、少しでも普通交付税の交付を受けることとあわせて、道路台帳の正確性を向上させることを目的としております。

また事業の内容、この委託料についてでございますが、地権者が飯塚市、それから国、県、無番地である土地を課税データより抽出しまして、その位置を特定の上、航空写真と重ねることで現況道路であるか否かを確認します。現況道路であるものが市道認定されているかどうかを照合し、未認定の道路を特定する業務でございます。

未認定だと特定された道路については、本市においてその経緯や道路の使用状況を調査し、その結果により市道認定をしていくものでございます。

○坂平委員

今ご答弁の中で、市道認定すれば一応交付税対象となると。これは、交付税対象の内容はどんなふうになっています。路線ですか、それとも距離ですか。面積ですか。

○建設総務課長

交付税の算定についてだと思いますが、まずは、昨年の実績、平成25年度の実績で少しお話しをさせてもらいますと、言われていますように市道延長でございます、1キロメートル当たり40万8千円、市道の面積1千平米当たり8万円が基準財政需要額に加算されるというふうになっております。

○坂平委員

いま現在、市道認定をしていない道路、この1市4町合併後の市道認定をしていない道路がどのくらいいま現在あるかご存じですか。

○建設総務課長

その道路については現在のところ把握しておりません。

○坂平委員

今回の市道認定外道路特定業務委託、これはどの範囲ですか。

○建設総務課長

先ほどもご説明しましたが、まず底地であります地権者が飯塚市、それから国、それから県という、そこに限って今回は調査に入りたいというふうに思っております。

○坂平委員

だから底地がね、地権者が本市、国、県、無番地である土地の課税データにのっかって、この委託業務を委託するというわけでしょう。だから、私が言っているのは市道認定外道路がどのくらいあるかは、課税データから選出して、これ委託しているわけでしょう。どのくらいあるかわからなくて、この金額というのは出てこんわけでしょう。

○建設総務課長

いま質問委員言われますように、箇所数については今のところつかんでおりません。

○坂平委員

そしたらこの特定業務委託料、これはどこから出てきたんですか。

○建設総務課長

現在、道路台帳整備等を管理委託しております業者のデータを今後も調査に当たっては使いたいということで、その部分について、未認定の道路について照合したらおよそどのくらいになるだろうかというふうな、そういうふうな見積もりと言いますか、そういう形での算出の仕方をしております。

○坂平委員

いま説明を受けましたけどね、ちょっと説明の意味が理解できないんですけどね。もう少しわかりやすく説明できませんか。と言うのが、あなた方は土地の課税データ、これから選出して航空写真との引き合わせをした中で認定外道路の調査委託をしているわけですよね。だから、この委託料金が490万4千円、これがどこから算出されたのかなというふうな、路線の本数がわからない。そういう状況の中で、この委託料はよく算出できたなと思うわけですよ。

○建設総務課長

見積もりの段階では約500程度ぐらいではないかという想定で考えております。その中で非課税の抽出、土地の所有権の分類、そういうもの、それから道路形状、市道認定の道路の特定、それから準備作業、それから報告書の作成といった段階的にそういうふうなことで計上しております金額でお願いをしております。

○坂平委員

先ほどはわからんということと言われてまして、いまは500路線ですか、500路線でいいんですか。

○建設総務課長

路線の数じゃなくて、土地としてあるのが500ぐらいあるんじゃないかという想定でございます。路線としてはまだどこにどうあるかというのはわかりませんが、土地として500カ所ぐらい、そういうふうな国、県、あるいはそういうふうなものが存在するんじゃないかという想定でございます。

○坂平委員

その500カ所という想定というのは、何から出てきたんですか。いま言う課税データの選出から出てきたわけですか。

○建設総務課長

課税データではございません。あくまでも想定でございます。

○坂平委員

想定で委託業務の料金を決めてね、予算を計上すること自体おかしいでしょう。だから1カ所当たりいくらというような算定ではないんですか。ただ漠然と、そういう道路台帳、いま現在ありますよね。道路台帳との整合性を見て、委託業務が大体このぐらいあるからこのぐらいの予算をあげとけばよかろうという、概略で上げたんですか。それとも委託をする業者さん、委託業者はもう決まっているんですか。まだ決まっていませんよね。協議は1者、委託業務をされるその1者だけと協議しているんですか。

○都市建設部長

いま質問委員言われるように、今回の部分につきましては、まずは特定がどこにどういうふうな市道認定がかかってない道路で、公有地があるという部分が特定できておりません。その部分につきましては、市のほうで持っております道路台帳、それと先ほど言われます課税台帳、それで整合をしながら、場所の把握をまずしていきたいという作業が1つございます。その中で、今回事業をするに当たっては道路認定の台帳を、管理委託をしております業者のほうに、お願いするような形ということに考えられますことから、見積書をそちらのほうからいただいているということでございます。

○坂平委員

その道路台帳というのは、もう過去何十年も前からあるわけですよね。その台帳の中に市道

認定をしてない道路は一切入っていないわけですか。

○都市建設部長

いま言われるように市道認定台帳、図面の中には市道認定外の公道については入っておりません。

○坂平委員

先ほどからね、あなた方が言われる交付税の算定基準が、市道認定すればその算定基準の中に入ると。キロメートル当たり、面積、そういったものもその交付税の対象になるということがあるからしよるのか、基本的にその飯塚市内の道路、これの管理をきちっとするためにしよるのか、そのあたりの趣旨がわからない、まず一番に。

それと言うように市道認定外道路、これがこの段階でね、もう平成26年ですよ。もう何十年も前から道路台帳というのがあるのにね、そういったことが未だにわからないと。そして道路台帳は委託をして管理をしておりますと。そのあたりの整合性が全くとれてないわけですよ。これは全部道路台帳をきちっと整理した場合にどのくらい、全部を整備すればどのくらいかかる予定ですか。

○都市建設部長

いま質問委員言われる部分については、他の道路も認定を全部かけたらという質問でございましょうか。それとも道路の再調査をというところでもございましょうか。

○坂平委員

この後にも道路橋りょう新設改良工事のほうでも出てきますけどね、これと整合性が若干あると思いますが、そういった市道認定をする中において道路制限令、道路構造令、こういったものに全てきちっと整理ができて、できるような管理システム、これを全部整備するためにはどのくらい予算がかかるわけですか。そういったこともね、将来にわたってやろうという意識はあるんですか。

○都市建設部長

今回の業務につきましては、いま質問委員言われるような将来の道路の状況、幅員とかそういうところの業務とはちょっと違う業務でございまして、いま言われる再調査、既存の道路認定の再調査につきましては、細かい数字を積み上げておりませんので、はっきりした数字はわかりませんが、億単位でかかるということで聞いております。

○坂平委員

この認定外道路、この分は要するに本市の市有地、国、県、公共用地、この分だけの調査ですか。それとも私有地、私の土地、個人の土地、これも含めたところですか。

○建設総務課長

今回、委託を考えております分につきましては、いま質問委員言われますように、飯塚市それから国、県、無番地の分でございます。

○坂平委員

それは里道も入るわけですか。

○建設総務課長

入ります。

○坂平委員

これ里道も入るのであれば、財務局のほうにまだ移管されてない分の台帳をもらえばすぐわかるんじゃないですか、わざわざ委託せんでも。直接、職員の方で作業できるんじゃないですか。

○都市建設部長

いま言われる里道部分、地図上では確かに調べれば、わかってくる話だろうと思います。ただ今回我々が思っておりますのは、公有地で、その先の認定、道路の認定ができるかどうかと

いう部分が目的でございますので、その部分も含めたところで、今回このような調査をしていくということでございます。

○坂平委員

道路認定は何を基準に道路認定するわけですか、市道認定は。

○都市建設部長

今回委託で出ました公有地の中で、当然認定できる道路なのか、公道なのかというところは当然判断がございます。その基準につきましては、市のほうの認定基準というのがございますので、その中で認定に該当する部分なのかどうかというのは、まだ議会のほうに市道認定の議決をいただかなくてははいけませんので、そういうふうな作業が今後出てくると思います。

○坂平委員

いや、だから私は市道認定をする基準、それを聞いているんですよ。例えば幅員が何ぼあって、構造上どういふふうな構造だから認定できるとかいうのがあるじゃないですか。例えば民間が団地造成をしたり、道路をつくって市に移管するときにはその条件を満たしてなければ移譲できないわけでしょう。だからそういう公共用地の中で、例えば航空写真と照らし合わせてこれが市道認定されてない道路が現在残っていると、その道路を見てそういう構造体をクリアしなかったら市道認定をしないということですか。そのあたりを聞いているんです。

○建設総務課長

いま基準というのを質問委員言われましたが、飯塚市で言いますと、現在、飯塚市の道路採納基準というのがございます。これを満たすというのが市道認定の要件ということになっています。市道認定については道路法第8条によって議会の議決を得るということで、いつも提案をして議会のご理解を得て承認をしているということで、市長が認定するというふうな運びをしております。

それで基準につきましては、いま言われますように、細かい基準がございます。その基準としましては、国道、県道、市道につながる道路で家屋が3戸以上ある。それから終点付近に転回広場がある道路。それから通勤、通学、買い物等により地域の住民生活に密接な関係がある道路等を規定しております。また、抵当権の権利設定がなく、所有権移転等が可能であるということ。それから境界が確定し、かつ境界明示杭等が設置してあるということですね。それから道路の構造の基準につきましては、道路幅員が4メートル以上であること。それから道路延長が35メートル以上で、復路の場合は転回広場を設置すること。舗装した道路であること。それから、道路側溝の排水施設等があるというふうなことを規定しております。

○坂平委員

いま幅員が4メートル、延長が35メートル、構造体はどういふふうになっています。いま排水溝が設置されてあること。舗装がされてあることだけでいいんですか。

○建設総務課長

道路舗装についての構造基準ということでよろしいですか。道路の構造基準につきましては、簡易舗装要綱、日本道路協会のものですが、及びアスファルト舗装要綱、日本道路協会に準拠するものとするというようになっております。

(発言する者あり)

最低の舗装構造は原則として表層5センチメートル、上層路盤工が10センチメートル、下層の路盤工が15センチメートルというふうになっております。

(発言する者あり)

側溝の構造は、原則として落ち蓋式のU型側溝、または管渠型側溝とすることとなっております。

○坂平委員

排水溝についてはサイズがあるでしょう、寸法が。それをきちっと言わんとわからない。

○建設総務課長

断面が30センチメートルかける30センチメートル、最小縦断勾配が0.5%というふうになっています。

○坂平委員

いま説明されましたよね、こういった構造体でなければ認定外道路を調査しても、それがわかって市道認定はできないと。今まで過去に、こういったことが整備されてなくても市道認定している部分はなかったんですか。提案したことはなかったですか。

○都市建設部長

今いろいろ基準を申しましたのは、寄附採納を受ける場合の基準でございます。寄附を開発とかで、その部分で・・・

(発言する者あり)

○坂平委員

寄附採納の話は何もしらんでしょう。さっき私が寄附採納の場合はこういうふうにあるでしょうと。だから、今度は認定外道路の特定業務委託に対して、いま質問しているんですよ。だから、それが見つかった場合に、そういうものを市道認定するための基準はどこにあるかということで聞きよるわけです。だから、寄附採納の話なんかもう、先ほど私が寄附採納の場合はこういうふうな条件を満たしてなければ、寄附採納を市は市道認定と、市道として寄附採納を受け入れないでしょうと。だから、認定外道路で見つかった場合に基準はありますかと、市道認定するものに対して。それを聞いているんですよ。

○都市建設部長

先ほど申しましたとおり、いま基準として、その辺の部分については先ほど申しました、先ほど課長が申しましたとおり、寄附の受けるときの基準でございます。実際、市道の部分でいま質問委員が言われるように、質問の道路の今回道路認定をするに当たっては、現地の状況等が当然でございます。側溝も入っていない部分、未舗装の部分とか当然でございます。

ただ、公有地の中で、市で管理している道路でございますので、その中において、市道と認定すべきかどうかという判断はこの調査の中で、議論していきたいと思っております。ただ、市道認定できるか云々というところについては、ちょっと。

○坂平委員

あなたの答弁ね、わたしが理解できるところはね、市が管理している道路であるから、そういった構造体になってなくても市道として認定する、せんは別として、認定外道路の特定業務委託ですよ、これ。であれば、もう既にわかっているわけでしょう、本数は。わかってないわけ。市が管理している道路の中ででしょう、いま説明されようのは。違うと。

○都市建設部長

いま言われるように、市が管理している道路、市道認定外ですね、市道認定外で市が管理している道路の中で土地が国、県とかいう、そのところまでの調査を全ての部分については把握、実際のところ細かいところの把握までは現在していないという状況でございますので、今回この調査をもって、公有地で認定されてない部分を特定しまして、認定路線になり得る路線なのかどうかも含めて調査をするということでございます。

○坂平委員

いや、そしたらね、無番地である土地を、課税データを選択してするというようなことで、先ほど答弁されたですね。もう既にそれはわかっているわけでしょう。わかってないのかね。だから、あなたの説明はね、私はちょっとピンと来ないんだけどね、いま説明されようこと自体が。

○都市建設部長

具体的に、データ化としてあるわけではないんですよ。いま質問委員言われる部分は、確

かに道路の部分と固定資産の部分の合わせる部分は、確かに確認はできるんですけども、市全域の道路網の中で、全ての部分についてその部分のデータとしてないものですから、今回この調査をした中で、道路認定路線の中できちっとデータを処理してデータ化をしていくというところでございます。

○坂平委員

基本的に道路でしょう、道路。ほかの国、県、市の土地じゃないんですね。道路としていま現在使っている道路。生活道路にしても何にしても。それを調査するということでしょうか。ということは、道路ということ自体がわかるとということは、もう既にわかっているじゃないですか。だからね、説明がちょっとわからんわけよ。例えばね、市有地、県有地、国有地、これを全部、どこがどこかわからんということならわかりますよ。でも、これは道路に特定してあるわけですよ。市道認定外道路特定業務委託でしょう。道路の部分だけでしょう。あなた方が道路としてわかっている部分が、基本的に市の土地なのか、国の土地なのか、県の土地なのか、それがわからないからこの業務委託をしようわけ。それとも、道路の構造体がわからないから業務委託しよるわけ。業務委託の趣旨がわからない。

○建設総務課長

いま言われますように、例えばの例ですが・・・

(発言する者あり)

県とかそういうものから市のほうに移管された道路とかございますが、そういうところが明確になってない部分がございます。県の名義のままになって、市のほうが管理しているとかいう部分があります。そういうものについて、今回特定していくということでございます。

○坂平委員

県とか国からね、市のほうに移管されて、それが明確になってないこと自体おかしいんじゃないですか。移管された段階で管理をしなきゃいかんわけやから。いつの間にかわからんうちに、県も管理せん、じゃあ飯塚市の中に例えば遠賀川の河川敷なんかありますよね。いま例えばの話をしめますけど、実際に河川敷があります。その道路は県道、県が管理したり、土地は国交省の土地であったり。知っていますよね。だから、移管されたあと、市の道路としてわかって、移管は受けて管理はしよるけど、移管も受けておると、国、県から移管されたと。で、管理もしよう。でも、実際は台帳上にも何もない、わかりませんということ自体おかしいでしょう。土地を移管されたら、後々その管理費用もかかれば、いろんな部分もかかるわけやから、当然その段階で登記もしましよるし、全て書類は整備されるんじゃないですか、移管された段階で。それを「なら、あんたやるよ。」、「なら、もろとくか。」という感覚じゃあできませんでしょう。

○委員長

答弁できますか。大丈夫ですか。

○都市建設部長

いま質問委員言われるように、ここで道路を管理しております、公有地であってですね。ただ、先ほど申しましたように、市全域の部分について、1個1個の路線を、全てを市道認定外で、公有地であって市が管理しておりますけども、その把握というのは全てがいま現在、我々のところで、そこそこでいけば、ここを管理しているというのは当然わかるんですけども、全ての全地域で何路線どうのこうのとかいう部分はいま把握をしておりませんので、今回その分も含めて、調査をかけた中で図面上に落としてその把握をしていくというところでございます。

○坂平委員

この質問、長々としてもなかなか難しいでしょうからね、もうぼちぼちやめますけど、基本的にこういうことで1市4町、飯塚市としてね、全部、全ての道路の今後管理をね、そういう道路台帳も含めてどのくらいの期間に整備をする予定ですか。今これが一番いいきっかけで、

認定外道路、これを委託業務で出しよう。やっとその気持ちになられたと思うんですよ。もう私は2年ほど前から言っていますけどね。全然予算化もしない。先ほど言う道路制限令、構造令に基づいたね、問題についても予算化もしてない、調査もしてない。だから、たまたまこれが言うごと、そういうことで交付税の対象になると。それもいいきっかけですよ。出すばかりじゃなくて、もらえるほうの部分もね、見つけられて、あなたたちが努力されてあると思います。だから、これをきっかけにどのぐらいの期間にこれを、飯塚市の道路に関してね、きちっとした道路台帳の整備が行われるのか。それを予算化してね、上げていただくようにしてほしいと思います。そのあたりはどうですか。

○都市建設部長

先ほど申しましたとおり、全体の市道路線の延長、幅員とかも含めての部分につきましては、億単位の部分が当然かかります。業者からの聞き取りでは。それでいま市の財政の中でどこまでそれが具体的にできるかという部分と、何年ぐらいという部分につきましては、これまで早急にするべき部分ではあるかと思えますけども、ちょっとこの場でスケジュール云々というのはちょっとなかなか言いづらい部分がありますけども、今後協議、検討する部分については協議を当然していくべきものだというふうに考えております。

○坂平委員

この問題はね、私は常日ごろからあなた方には言っているんですよ。そして、もうこれ2年前から私言っていますよ。そういう問題に関してね、費用がかかるからね、まだ先送りとか。でも少しずつでもかけてしなきゃね、いつまでたってもそういう問題は解決せんわけですよ。ただ、形上、道路台帳というものがある。あるというだけで何の機能もしていない、じゃないですか。だから、この先ほど言った土木費の2番目の道路橋りょう新設改良工事の分も一緒ですよ。ただ、その地域の方々が、要望があればその都度していくということじゃなくて、やっぱり逆に行政のほうはね、土木管理課のほうでそういうことを見据えた中でね、整備をしていくような、先行して、していくような考え方でやっていただきたいと思えます。

だから、質問されてあいまいな答弁をするようであればね、予算上げなきゃいい。質問されても、きちっとこれはこういうものですよと言って理解を得られるような予算の上げ方をやってください。そうせんともう時間がかかりかかりますんでね、これいつまでも議論してもね。だから、今回はそういうことで一応わかったということでやりますけど、次回からはそういう形でやってください。お願いしておきます。

○委員長

続きまして、同じく22ページ、「市道認定外道路特定業務委託料について」、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

全てにおいて、質問したいことが出揃いました。それで、質問内容、答弁の中で1つだけ確認したいんですが、この業務委託について、調査については過去に行ったことがないという形なんですかね。それとも行ったけど時間が経っているという形なんでしょうか。どちらでしょうか。

○建設総務課長

この調査については、過去に行ったことはありません。今回の委託業務に関しては、今るる説明いたしましたので、認定道路が特定できますので、今後は漏れないように市道認定を行うということで注意を払いたいというふうに考えています。

○委員長

続きまして土木費、「鶴殿・大池線道路改良工事について」、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

先ほどと同じような内容になるんですけどね、これは鶴殿・大池線道路改良工事ですか、こ

これは待避所ですか、離合所ですかね、待避所も離合所もそんなに変わらないと思うけど。その予算だと思うんですけど。これは何で道路に関して、そういうことの事業をやるわけですか。その趣旨をお聞かせいただきたいと思います。

○土木管理課長

この事業につきましては、地元下三緒自治会のほうから平成24年11月27日付で本市道拡幅の要望書が提出されております。当道路につきましては、道路と水路が並行に連なりその両側に家屋が点在し通学路にも指定された路線でございます。また、道路幅員が狭小なため一般車両、緊急車両等及び通行人の通行に支障をきたしており、事業を実施し安全な通行を確保するものでございます。

○坂平委員

この路線はどのぐらいあるのですか、距離数が。そして何カ所設置するわけですか。

○土木管理課長

全延長が1800メートルございます。その中で狭小な部分に年1カ所、計3カ所設置する予定でございます。

○坂平委員

これは均等割でいいんですか。1800メートルの3カ所ということ。

○土木管理課長

狭小の部分が、おおよそ1000メートルぐらいあります。その部分に設置するものでございます。

○坂平委員

この道路の幅員は何メートルですか。

○土木管理課長

全線ではありませんが、おおむね3.3メートルから4.4メートルでございます。

○坂平委員

逆にね、あなた方が今までいろいろな問題の中で、道路幅員が3.3メートルから4.4メートルといったら、これは道路制限令にこれはかかるわけですね。待避所は、いま通学路でもあるということ言われていましたよね。通学路であるならば、この離合所をつくることによって、交通量がまたふえてくるんじゃないんですか。だから、整合性がないわけよね、予算をあげるものについて。実際、今まだその問題はまだ解決せずにまだそのまま残っているでしょう。待避所をつくる。申請しても許可しないということ。で、同じような状況の中で通学路でもあり、かつその安全を期するために待避所をつくと。片一方は安全が確保できないから待避所はできないと。全く整合性がないわけよね。そのあたりどういうふうに解釈されます。地元が要望したからそれをしますとか。じゃあ、地元が要望して事故があってもいいわけですか、交通量がふえて。そういうことまで勘案した中で、これを事業に上げたわけですか。

○土木管理課長

まずは現状では、緊急車両の通行にも支障をきたしております。それから通行量につきましては、朝夕の通行については多いのですが、その大多数が地元の車両ということで、その通行自体が支障あるということで今回計画をしています。

○坂平委員

だからね、あくまでも公道ですからね、公道。公道だからその地元の方々だけがそこを通行するわけではないわけだから。だから、これも先ほど一緒でもう言いよけば、これは時間が1時間、2時間経ちますんで、もうこれで質問はやめますけど。だから、そういう整合性を持ってね、きちっと今後はやってほしいと思います。

地元が要望して、自治会長あたりが平成21年ですか、要望されたのは。24年、25年。24年度ということは、ちょうど一緒ぐらいですよ、問題が起きたとき。それは、時期尚

早かどうかわかりませんが、2年ほど経ったからもう予算が上げよるのかどうかわかりません。でもそういった諸条件は全く一緒なんよね、条件が。通学路でもあるし。だからそういう緊急車両も同じことだろうと思いますよ。この鶴殿ですか、大池線。これはもう何十年もあの形で今までやってきたわけです。あの地形は全然、もう何十年来変わっていませんよ。横は農業用水と水路でね、用排水路でね。地形が全く変わってないのに、何でこの時期になるかっていうことの、繋がってくるわけです。だから、そのあたりも今後はすべて一貫性を持ってやってほしいと思います。これをしつこく質問しても時間がかかるばっかしでございまして、そのあたりしっかり今後とも整合性を持ってやってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:15

再 開 16:30

委員会を再開いたします。

次に23ページ、土木費、都市サイン整備工事について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

都市サイン整備工事、この都市サインは、やっぱり市民や来訪者がまちを快適に移動できるように、1つのサインをつくるということの目的でやるわけですけど。私は1点だけお尋ねしたいのは、この都市サインには何カ国語書きます。いま、福岡までいろいろと外国の方が来て、できれば飯塚まで引き込みたいというような形の中でね、商工のほうも頑張りようみたいですけど。先ほど、伊藤伝右衛門邸に中国のほうを呼ぼうとか、一言も言葉が出らんやっただからね、もう少し言ったほうがよかったなど、私は聞きながら思ったんですけど。何カ国語書くのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

今回予定しております、都市サインの整備工事の中で総合案内板等には、基本的には日本語と英語の2カ国語表記でございます。しかしながら、市のほうに、いま言われましたような外国の方の来飯者がおられますので、こちらの方の案内をお助けするためにQRコードというものをこの案内板の一部に表記したいというふうに考えております。このQRコードにカメラ付きの携帯電話等をかざしますと、飯塚市観光協会が作成しております韓国語や中国語、または英語、日本語もありますけども、こういった観光案内のサイトへアクセスできるようになっております。より詳細な観光案内情報をこのQRコードにかざしていただきますと入手できるような案内をしたいと思っております。

○兼本委員

それは恐らく歩行者系サインの中に、何かこうなったやつでしょう、バーコード。歩行者系サインにそれをつけるわけですね。上のやつはとても届かんからですね。歩行者用の手の届くぐらいのところのやつにつけるということですかね。

○都市計画課長

現在のところは、拠点となりますところに飯塚市の全域を表すような大型の地図と言いますか、情報を、または中心市街地等周辺を表示します地図、こういった拠点となります総合案内板が設置されているその板の中にそれを表記したいというふうには考えております。

○兼本委員

ということは、新飯塚駅から出たらすぐ案内板がありますよね。ああいうところにつけるということですか。新しい都市サインだけじゃなく、今あるやつについてもそういう対応を全部していくということでもいいわけですか。

○都市計画課長

古いものにもそういった表記を出来るものはしたいと考えておりますし、昨年も新飯塚駅の

健康交流広場に設置しました新設の案内板には、必ず表記をしたいというふうには考えております。

○兼本委員

来訪者の方が来て、例えば伊藤伝右衛門邸から嘉穂劇場に行くのにはどういうふうにして行ったらいいのかとかいうのは、わかりやすいようなそういうものをつくって、一人でも多くの方に親切に道案内ができるような、そういうようなサインの計画を、ぜひ、進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしときます。終わります。

○委員長

続きまして23ページ、中心市街地活性化事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じく、23ページの都市計画総務費で、私も都市サイン整備工事についてなんですが、総合案内サイン1基、案内サイン1基、あと歩行者系のサインを3基、車系とかいくつか書いていますが、大体場所的にはどういうところに設置されるのか、お尋ねします。

○都市計画課長

今回、整備工事を行います設置箇所についてでございますけども、総合案内板と言いますか、中心市街地を案内する地図情報に加えまして、ウォーキングコース等、例えば緑道なり中之島、それから昨年道路整備が終わりました新飯塚駅から中心市街地へ向かう、新飯塚駅通りといったようなウォーキングコースも案内するような案内サインですね。このほかに交差点や分岐点、車や歩行者のためのそういった分岐点等に方向を誘導するような案内サインも設けるようにしております。

それと主に、主にと言いますか、歩道等、それからウォーキングコース等に、フットサインという案内サイン、目的地までの距離なんかを表示した足元に表示するフットサイン等の整備も計画しております。

それから、先ほど申し遅れましたけども、総合案内サインについては、本年度はダイマル跡地のまちなか交流健康広場に設置する予定としております。

○宮嶋委員

総合案内サインは、ダイマル跡地、あとほかに1基、3基、2基とありますけど、これほどここに付けるんですか。

○都市計画課長

先ほども少しふれさせていただきましたけども、昨年道路工事整備が済んでおります新飯塚駅から中心市街地にかけて、主に新飯塚駅通りを中心に誘導サイン等を整備するように計画しております。

○宮嶋委員

あくまでも新飯塚からいわゆる中心市街地というか本町通り、あちらの方向に向かって道案内ができるようにと。先ほどは伊藤伝右衛門邸というような声も出ていましたけど、そういうふうにはなっていないってことですかね。

○都市計画課長

この中心市街地の区域におきましてのサイン整備につきましては、本年度整備予定の箇所を申し上げておまして、27年、28年というふうに関後、施設整備等も完成してから順次整備していく予定としております。

○委員長

次の23ページ、神の前広場整備工事につきましては、坂平委員より取り下げの申し出がっておりますので、ご了承願ひます。

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第5款労働費から第8款土木費までの質疑を終結いたします。

次に、第9款消防費及び第10款教育費、24ページから28ページまでの質疑を許します。その前に休憩しまして席の入れ替えをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:38

再 開 16:39

委員会を再開いたします。

はじめに質疑通告されております、24ページ、消防費、河川監視カメラ保守点検委託料及び河川監視カメラシステム構築委託料について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

質疑通告のとおり、河川監視カメラ保守点検委託料、河川監視カメラシステム構築委託料、これはこの時期にどうして補正で上がったのか。まず、そのことからお尋ねします。

○防災安全課長

安全、安心のまちづくりという重点の施策の中、政策的経費の意味合いでございます実施3カ年に係る経費の位置づけから、当初の整備から期間も経過しておりますことも含めまして新規の事業として予算を上げさせていただいております。

○坂平委員

時間が経って新規の事業、元々その災害対策費、この防災に関して予算を全部1市4町の中でね、過去に水害、こういったものが何回となく頻繁に起きておるわけですが、その間にこの河川の監視カメラのこれは設置でしょう、構築委託というのは。未だにまだついてないところがあるんですか。ついてないわけ。何で6月の補正で上げるわけですか。6月と言ったらもう梅雨ですよ。この予算が通過しないと設置されんわけでしょう。梅雨が終わってつけるわけですか。まずその辺りを、どういうことでこの時期に上がったかということをお教えください。

○防災安全課長

今ご質問の件でございますが、現在、飯塚市内に設置しております河川監視カメラにつきましては、市が設置したものが7台、それから県が設置したものが2台ございます。今回、既存の9カ所の映像配信システムには追加いたしませんで、単独のシステムといたしましてこの箇所以外に新たに1台を設置させていただきまして、その映像の管理やインターネットを利用しました外部への映像配信を行うものでございます。

設置する必要がある、被害想定があります箇所につきましては4カ所ございまして、まず1カ所が庄内川流域の勢田地区付近でございます。2カ所目が碓川、平恒、堀池地区付近でございます。3カ所目が泉河内川流域、天道、楽市地区付近、そして4点目でございますが、鹿毛馬川流域、鹿毛馬中、上勢田地区付近の4点となっております。

○坂平委員

これはいま言われた4カ所、これ全部今回つくわけですか。

○防災安全課長

財源等もございまして、年次計画を立てまして今年度は1カ所、庄内川流域につきまして設置させていただこうと考えております。

○坂平委員

財源等を考えながらと言うけどね、これ実際に監視カメラシステム構築でしょう。だから水害があつてどれだけの被害が増大していますか。生命と財産を守るのは行政じゃないですか。今回上がつるのは構築が400万円でしょう、410万8000円。1カ所当たりこの金額で設置して監視ができるわけですね、できるわけでしょう。では、その4カ所を上げたっていくらになります。1600万円追加だけでしょうもん。何でそれを早くしないんです。まだ残っていますよと。じゃあ今度は、これは頼田地区につけるわけでしょう、これは。先ほど言わ

れた、残っている箇所、旧穂波、旧筑穂町、これは後回しにするわけですか。選択順位はどういうところから決めたわけですか。

○防災安全課長

年次の計画でいきます場合につきましては、順番はつけておりますが、各河川におきます浸水の想定箇所の状況や、県や市が実施いたします河川改修等の浸水対策の事業の進捗状況も見ているところでございます。

いま委員が言われますように、現在まで大雨時につきましては河川監視カメラの設置箇所付近を含めまして、災害対策本部等の河川等パトロール班におきまして水位状況等の把握を行っております。この体制を今後も継続して情報収集に努めまして、避難体制の整備を行ってまいりたいと思っております。

○坂平委員

私ができる範囲でお尋ねしますが、碓川、この地域は旧穂波ですよね。ここについては、浸水はあっていませんか。

○防災安全課長

いま言われますようにあっております。

○坂平委員

じゃあ何でそこがつかないんですか。もう水害があつて何年経ちます。そのあたりをね、あなた方は6月の補正でこれを予算に上げてきたり、まだ残っている箇所がね、もう何年経ちますか。どっちにしてもつけるわけでしょう、それは。つけるんならば、そのくらいの予算は何とかしてでもね、公平公正にね、やっぱり浸水で危機感を持っている住民に対して安心できるような形を、やっぱりとるべきじゃないですか。何でそれをつけないんですか。つけない理由はどこにあるんですか。順番は別に決めていませんということやからね、お尋ねしますが。

○防災安全課長

今回、1台分の整備につきましては、今回予算に上げさせていただいております。いま委員が言われますように、新たな、その取り組みとして国、県の補助金の活用を含めまして、今後積極的に整備が早期に行われますように努めてまいりたいと考えております。

○坂平委員

そういうものを補助金頼りでどうこうという問題じゃないでしょうが。私が質問している意味、あなたわかっています。財務部長、そういった予算を、例えば、防災安全課、ここは、予算要求はしたんですか、まず。

○防災安全課長

予算要求はさせていただいております。

○坂平委員

じゃあ、財務部長に聞きますけどね、部長、どっち見ようね。財務部長、予算要求はあったんですか、なかったんですか。

○財務部長

予算要求は1台で要求がっております。

○坂平委員

すみませんね、おかしくなりました。予算要求は、あなた1台しかしとらんわけ。その辺りちょっと答えてください。

○防災安全課長

恐れ入ります。3カ年当初予算の中で4台させていただいております。実施計画の中でございます。

○坂平委員

いや、だから3カ年の実施計画の中で、それは3カ年というのはね、この防災対策に対して、

防災に対して予算を3カ年で組むかもしれませんが、監視システムカメラの、これについては一遍ですべきでしょう。何でそういう予算の計上しませんが、要求を。他の地区はその間に水害に遭ってもいいんですか。

○財務部長

実施3カ年の要求の細かい内容が、いまちょっと資料がなくてあれなんですけど、今回1台にした理由としましては、やはりいま大規模な事業に取り組んでおまして財源等の問題もございます。河川監視カメラに関しましては、今回1カ所としておりますが、他の3カ所につきましては職員がカメラの代わりに、監視をしっかりとやっていくことにしておりますので、そういった代替機能が果たせますので、財源等の問題もあって今回1台の予算付けとさせていただいたところでございます。

○坂平委員

そしたら監視カメラシステムの代わりに職員が監視に当たるという説明でしょう。そういうことですね。財務部長、そういうことですね。だから今の段階では大丈夫ですよという説明でしょう。夜の夜中もずっと張り付いて監視しておくわけですか。例えば職員の方が危険を感じた、そしたら職員の方が大きな声でサイレンの代わりに言うわけですか。

○防災安全課長

現在も災害対策本部等が設置されましたら、職員につきましては24時間体制で地域の見守り等を行っております。今後もそれは継続していくこととなっております。

○坂平委員

今ね、あなた方は一所懸命弁解がましい答弁をされていますよ。でも今の日本列島の気候そのものは、天気予報を毎日見られてあるでしょう。ものの10分、15分で豪雨になるわけですよ。実際に見られてあるでしょう。そういう状況の中でね、これだけ筑豊地区がね、飯塚が水害に遭って市民の方がどれだけ被害を受けたかという状況を考えれば、たった1600万円、そのくらいの予算は、財源等の関係とかいう答弁はおかしいと思う。あなた方がその住民であれば、ついてない、また後回しにされたことはね、どう思いますか。これは3カ年計画で上げていると言うけど、逆にこれは先にすべきでしょう、こういうものは。そして、その後に事業については計画を立てて、時間がかかりますよ。でもその間のその監視システム、これはやっぱり構築して、市民の生命をしっかりと守っていく義務があるんじゃないですか、あなた方。だからその辺りを、これは予算を追加してもやってくださいよ、どうですか。

○総務部長

いま委員がご指摘になりましたように、全国的にスポット的に集中豪雨がきている状況でございます。本市におきましても、過去そういうことがあっております。今ご指摘いただいたこと、あと残りの3カ所につきましても早期に設置ができますよう関係部署と協議をしまいたいというふうには考えております。

○坂平委員

早期というのはどのくらいですか。そのあたりちょっと聞かして。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:53

再 開 16:54

委員会を再開いたします。

○総務部長

先ほどの答弁と同じになるかと思いますが、早期に設置できますよう関係部署と協議をしまいたいというふうに思っております。

○坂平委員

とにかくね、すべてがそういうことじゃいかんから、何度も言うようやけど、早期にね、あなた方の早期と私の解釈する早期は温度差があるかもしれないですけど、市長のほうが先ほど後ろ向かれて、総務部長のほうに指示をされていたみたいですから、ぜひ、もう今の段階で予算上げても梅雨は終わるわけやから、この設置が終わるころには、次の梅雨にはね、間に合うように早期にお願いしときます。

○委員長

次に、25ページ、教育費、多層指導モデル推進事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

25ページ、小学校教育振興費の多層指導モデル推進事業費ということで、MIMとか言うらしいですが、これの内容を、簡単に説明をお願いします。

○学校教育課長

多層指導モデル推進事業の概要でございますが、国の発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業、国の補助率が10割でございますが、その委託を受けまして実施をする事業でございます。事業の趣旨目的といたしましては、学習面や行動面で何らかの困難を要する児童生徒の学校生活への不適應を防ぐための指導方法の改善、早期支援のあり方について研究事業を行うものでございます。

本市におきましては、平成23年度から市立全小中学校1年生を対象に実施してまいりました多層指導モデルMIMによる指導をこの中でも実施してまいります。

ご承知かと思いますが、その多層指導モデルMIMの指導内容を若干説明させていただきますと、学習面、特に読みにおいて特別の教育的なニーズのある子どもに対し、特殊音節、長音ですとか、促音ですとか、拗音、このようなものに焦点を当てまして、児童のつまずきに対して段階的な指導を行うというものでございます。本事業ではさらにこの指導過程で、発達障がいの傾向がある児童生徒に対して、スクールカウンセラーによる教育相談等や発達障がいに係る関係機関との連携を図ることを通しまして、発達障がいの可能性がある児童生徒への早期支援のあり方を研究してまいります。

○宮嶋委員

この中に挙がっております早期支援研究事業運営委員謝礼金とありますけども、この運営委員さんっていう方はどういう方なんでしょうか。

○学校教育課長

早期発達支援事業の運営委員につきましては、本事業を円滑に推進するために具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行う学校関係者及び運営について指導助言、研究結果の分析等を行う有識者等から構成された運営委員会でございます。

○宮嶋委員

これは各学校とかいうことではなくて、飯塚市の教育委員会の中につくられるんだと思うんですが、だいたい何人ぐらいの予定になっているんでしょうか。

○学校教育課長

運営委員会の構成につきましては、まず学校関係者を1名、それから有識者として指導方法の中心となります多層指導モデルMIMをご考案されました国立特別支援教育総合研究所の主任研究員、海津亜希子氏。それから発達障がいに係る関係機関、それから心の専門家であります臨床心理士、そしてこの事業の中で位置づけられております県費負担の学校籍の職員が発達障がい支援アドバイザーとなりますが、そのアドバイザーが1名。そういうようなメンバーを想定しております。

○宮嶋委員

ここに3名とあるのは、いわゆるその学校関係者等は、報酬・謝礼金が出ないというところ

で、3人ということなんですか。人数があまりにも少ないから、こういうので、3人いれば委員会できるのかもしれませんが、少ないなというふうに思ったんで、わかりました。

それから多層指導モデル推進事業の研修会っていうのが書かれてありますが、いま説明されたようなことなんでしょうけど、この研修会を受ける対象者というのは教職員ということなんでしょうかね。

○学校教育課長

研修会につきましては、本研究事業を効果的に推進するために、全市的に全小学校指定校として取り組んでまいります。そういった関係で市内の小学校だけでなく、中学校の管理職、それから特別支援学級担任等の関係教員に対しまして、発達障がいを中心に特別支援教育についての研修会を実施し、指導支援のあり方について理解を深めるとともに実践的な指導力の向上を図ってまいりたいと思います。また併せて保護者や市民を対象とした研修会も予定しております。

○宮嶋委員

専門家というか、教職員だけでなくって保護者とか、そういう子どものあれに気付くためにもということでしょうけども、保護者も対象にされているということですね。それから最後に消耗品費というのが随分な金額になっていると思うんですが、これの中身というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○学校教育課長

本研究事業、多層指導モデルMIMを中心に、その指導方法を展開してまいります。それを効果的に推進するために必要となります消耗品でございます。市内全小学校で展開をいたします関係で22校分を予算として計上させていただいております。主なものといたしましては、教材というのが大変重視をされますので、教材作成にかかわるもの、それから学習ワーク、あるいはいろんな教材を児童の前で提示をするためのホワイトボード等でございます。

○宮嶋委員

特殊な何か説明するための教材というか、パンフレットとか、そういうものがあるのかなと思ったんですが、それにしても22校ということですけども、570万円という金額は結構な金額なんですが、何か特別に、なんと言うんですかね、この研究所が特許を持っていて、それで高いとか、そういうことではないわけですね。

○学校教育課長

失礼いたします。いまのご説明では落ちておりましたけども、この消耗品の枠で子どもたちのこの特殊音節の習得だけではなくて、それと関連した読書力テストというのを市内の1年生から4年生を対象に実施をしてまいりますので、その分が随分と予算をとっております。

○委員長

次に25ページ、情報通信技術活用支援業務委託料について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

25ページ、教育費、教育振興費、情報通信技術活用支援事業委託料について、お聞きしたいと思います。新規事業になると思うんですが、事業全体の概要、また市がこの事業を通しての目的というか、ねらいについて教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長

この事業は教職員のソフトウェア活用能力及び指導力の向上を図り、児童生徒に対する情報教育を充実し、ICT情報通信技術を手段とした教育の質の向上を図ろうとするものでございます。内容といたしましては、ICTに対し、知識と技術を有する支援員を各学校に派遣し、教職員に対してはICT機器操作支援、教職員への研修、公務支援、授業支援を行い、子どもたちと向き合う時間の確保、ICT活用指導力の基礎能力向上、教員のICT活用指導力の実践向上を図ることとし、児童生徒に対しましては、ICT活用事業を補助することにより、児

童生徒の情報活用能力、情報モラルの育成を行い、児童生徒の学習意欲の向上、各教科間の探究活動の充実、課題解決力、情報社会への対応力育成等を行おうとするものでございます。

○守光委員

次に、この事業を今後行っていく上で想定されます、メリットまたデメリット等がありましたら教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長

この事業のねらいは、情報技術を授業、公務に活用し、理解を深め、教師の授業力、授業を構成する情報スキル活用能力向上を図るものでございますが、メリットと申しますか、事業の成果といたしましては、情報教育の推進を図ることによる時間的、空間的な制約が容易になり、多様で大量の情報の蓄積、共有分析等が可能になるというふうに考えております。

次に、デメリットと申しますか、留意すべき点でございますが、ICTはあくまで手段でございます。目的ではないということでございます。機械の活用が目的となる授業に陥る危険性があるという指摘もございますので、この事業を通じて、先生方については情報教育の授業のねらいを明確にさせていただくことが重要と考えております。

○委員長

続きまして、25ページから27ページ、幸袋・鎮西・穂波の小中学校統合事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

教育費、学校整備費の幸袋・鎮西・穂波の小中学校統整合備事業費について、聞かせていただきます。予算書のほうもちょっと数ページにわたっておりますので、資料要求のほうでまとめさせていただきました。最後の18ページのほうになりますけれども、幸袋・鎮西・穂波東中学校区ということでかかってくる事業費のほう、それぞれ上げていただいております。幸袋中学校区で61億円強、鎮西中学校区で63億円強、穂波東中学校区で56億円強の事業費が予定されております。プラスして、あと同じく小中一貫校区として颯田校が始まっておるわけですが、費用的に、その4校すべて合わせますと、200億円前後の費用をかけてしっかりと学力を向上させていこうという強い意志が予算額からも見てとれるわけですが、単刀直入にお聞きしますけど、多額の予算をかけて行っていこうとされているこの事業に関しまして、学力は向上していくということで考えておってよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

飯塚市が目指します賢く優しくたくましい子どもの育成ということの中心的な手だてとして小中一貫教育というのをとっているわけでございまして、学力向上に大いに効果があるというふうな認識をしているところでございます。

○永末委員

その中で、特に施設を一つにすることで、先ほど申しあげました4校区につきましては、多額の予算を計上されておるわけですが、やはりこの施設を一つにするというところが大きな効果を生み出す上で大切であるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育長

質問委員のおっしゃっております、ひいては学力の向上に資することもできるということにも計画をしまして、先ほど前のところで質問いただきました多層指導モデルMIM等々の取り組みとあわせて、小中一貫教育に取り組んでいるところでございますが、幸袋中学校区、鎮西中学校区につきましては、再編をいたします小学校とあわせて6校すべてがまもなく耐用年数を迎える校舎でございます。

穂波東中学校区につきましては、これもご承知のことと思いますが、特に中学校はもう建て替えをしなければならぬ校舎でございます。小学校のほうはまだ耐用年数が残っておりますので、その校舎を生かした一貫校建設といたしております。やみくもに小学校と中学を合わせ、

一貫校をつくるようなこの取り組みではございませんので、建て替えを要したところでの建て替えとともに、耐震工事、それから学力の向上、それらを総合的に勘案しての事業であることをご理解いただきたいと思います。

○永末委員

すみません。せっかく教育長のほうから答弁いただきましたけど、私がお聞きしたかったのが施設を1つにするというところが、やはり学力を向上させるという意味で重要であると考えておられるのかどうかというところでお聞きしました。再度ご答弁お願いします。

○教育長

潁田中学校区の例を先だつての代表質問、そして一般質問の中でもご答弁させていただきましたとおり、施設一体型になりますと教員相互の小中の協力体制、そして研修体制も強化できますし、子どもたち、小学生と中学生での相互の学びや成長の補完も充実することができますので、より学力面でも生徒指導面でも教育的に効果があるというように自信を持っておるところでございます。

併せまして、これも先だつての質問事項の中にありましたが、他の中学校区につきましても、小中連携の形で一貫教育を進めておりまして、それらの校区につきましても施設一体型のところと大きな差異がないように教育委員会としても努力をしております。

今後なお一層、その工夫や努力をしていきたいと考えております。

○永末委員

ご答弁いただきましたけど、要はいま小中一貫教育のほうを進められておりますけど、当然いま私のほうで要求させてもらってございましたこういった資料に載っている4校区は施設一体型、それ以外のところは分離型ということで、小中一貫教育を進められておるわけですが、例えば、私の地元であります庄内でありますとか、筑穂地区、もしくは同じ穂波のほうでも穂波西とか、飯塚の幸袋、鎮西以外の地区というのは、施設一体型ではなく分離型という形で進んでいっておるかと思います。

先ほどのご答弁から聞きますと、明確にはちょっと受け取れなかったんですけど、やはり施設一体型のほうがいろんな意味で学力は向上するのではないかということで、多額の予算をかけて進められておるかと思うんですけども、そういう意味ではやはり一体型と分離型という部分では、まあ、その差異がないようにしっかりと努めていきますということでしたけども、やはり何かしら差異は生じてくるんじゃないかというふうに私は思っております。

非公式の場で教育長のお考えも聞いたことがございます。庄内につきましても、事情も存じ上げておりますけども、庄内におきましてもゆくゆくはしっかりと小中一貫校をつくっていききたいというふうなお気持ちもあるということで聞いておりますけども、実際いまの財政状況とか見ましても、それがいつになるのか、果たして時間が経つことによってそれが可能なのかというところで、多少ちょっと疑問を感じておるところもあるのも正直な考えでございます。そういう意味でいきますと、やはり施設一体型と分離型というところで、差異が生じてくるのではないかというふうな危惧を正直持っております。そういった意味で、ただ一方で、先ほどからずっと申し上げているように、学力という一番根底と言いますか、本当に大切な部分が地域によって差があってはならないというふうに、提供されるサービスに差があってはならないというふうに考えております。そういう意味でも、やはり今後一体型、分離型、進んでいきますでしょうけど、そういったところでのモニタリングと言いますか、一体型、分離型の部分でどういったところで効果が出ているのか、ここら辺はちょっと効果が出てないとか、そういったのがわかるように、やはり見える化していくべきだと考えています。そういった意味で、先日の代表質問等でもあつてございましたけど、学力が上がっているというふうな口頭での報告をいただいておりますけど、やはりこういった多額の予算をかけて行っている事業でございますので、ぜひ口頭での報告ではなく、見える形での、書面等での数値として報告を

いただきたいと思っておるんですけども、その辺りどうでしょうか。

○教育長

昨年度、全保護者に配布をいたしました飯塚市の目指す教育リーフレットNo.3の中で飯塚市としての教育の目標と、そして指標を公表させていただきました。それらにつきまして、今ご質問がありました一体型と、それから二瀬中校区のような隣接型と、離れております連携型と3つのスタイルが飯塚市にはありますので、それらの指標に対してそれぞれの進捗状況や教育効果がどうであるのか、それは当然私どもとして整理すべきことだと思いますので、いま質問者のご指摘を大いに参考にいたしまして、今後それらの効果について見える化を進めていきたいと思えます。

○永末委員

すみません。ありがとうございます。前向きなご答弁をいただいたと思っております。せっかくいただきましたので、もうちょっと詳しくお考えのほうを聞きたいんですけども、学力調査等を行われているかと思うんですけど、それが一番客観的な基準であるかと思うんですけど、そういった学力調査の状況等を、例えば校区なら校区ごとにどういった範囲とかっていうのは検討の余地があるのでしょうか、ご報告いただけるということでもよろしいでしょうか。

○教育長

いえ、全国平均と県の平均と飯塚市の平均については公表しております。そしてまた、それぞれの学校ごとには自校の平均と飯塚市の平均、そして全国の平均とどうなのかということは公表しています。これは子どもたち、その子のが、点数だけ見ても自分がどの位置にいて、どこが不足しているのかわからないので、その学習効果を期待してのことをごさいますして、小学校区や中学校区ごとでの学力の点数での公表は本市にとりまして、それぞれの小学校、中学校にとりまして、プラス面よりマイナス面のほうをおおいに危惧をしておりますので、その公表することは考えておりません。

○永末委員

校区ごとの報告は考えてないということでしたけども、先ほどから申し上げているように、やはりその区ごとの違いというのが、今後出てくるんじゃないかという危惧も多少いたしております。ですので、そういった意味でもモニタリングという部分、見える化という部分、必要であるかと思えますので、ぜひそういった学力調査の報告、校区ごとの報告等も今後検討していただきたいと思いますということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第9款消防費及び第10款教育費について質疑を終結いたします。

次に歳入についての質疑に入ります。12ページから15ページまでの質疑を一括して許します。はじめに質疑通告されております14ページ、市債、市債に占める合併特例債について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

市債のほうですね、市債に占める合併特例債についてということで質問をさせていただきます。今回の補正を組むに当たり、追加で生じております12億円弱の市債のうち、まず合併特例債がこの中に占められている額及び割合はどうなっておりますでしょうか。

○財政課長

今回、市債の補正を11億9930万円計上いたしておりますが、このうちの合併特例債の額と割合ということでございますが、額は11億2930万円で割合は約94.2%となっております。

○永末委員

いまのご答弁のほうで94.2%が特例債ということで、市債のほうのほとんどを特例債が占めているような状況になっておるわけですが、すみません、この合併特例債の活用状況ということで資料要求をさせていただきました。1ページのほうですね。上段ソフト事業、下段のほうハード事業になっておりますけども、トータルで大体活用限度額のほうが507億円強になるかと思えます。合併特例債のほう。この507億円の数字が出てきた根拠、及び特例債に活用できる、下に、ハード事業のほうが上がっておりますけども、活用できる事業の基準のようなものがございましたらお示してください。

○財政課長

合併特例債の活用限度額を表の中で書いておりますけども、ハード事業として469億2800万円という数字が上がっております。この算出の根拠でございますが、国勢調査におけます合併後の人口、それから増加人口、この増加人口というのが合併後の人口合計から合併した市町村で人口の最大のを差し引いた人口という形になります。それと、及び合併関係市町村数の多寡に応じて一定の算式によって算出されます。かなり細かい計算をする形になりますが、大もと、この1つの合併協議会に180億円という基数を用いまして、それに合併後の人口補正、いま言いました増加人口補正、それから合併関係市町村数の補正、こういった補正数を乗じまして計算をします。そして、これが事業費になりますので、95%合併特例債の対象の起債となりますが、かけましたものがこの469億2800万円という数字になってまいります。

それから、この合併特例債がどのような事業に活用できるのかということでございますが、これは合併協議会の中で新市建設計画という計画を立てております。それが引き続き新市の総合計画という形で引き継いできておりますけども、これをまずつくることが1つの条件であります。で、その中身になりますと、まず1つ目に合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業、それから合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共施設の整備事業、それから合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業といった形でほとんどがハード事業という形になってまいります。これまでもこういった新市建設計画及び総合計画に位置づけた中で実施計画を立てて、その中でこの合併特例債の活用を図っております。平成24年の11月に財政見通しを立てた際に、公共施設等の整備についてということで公共施設のみではありませんが、主に公共施設の活用ということで計画を立てております。その中で活用事業の計画を立てていたところでございます。

○永末委員

答弁いただきましたけど、少しちょっと難しかったので、私のほうでまとめさせていただきますと、まず、特例債の507億円という枠がどういった形でできたのかということですが、180億円すべての合併市町村ですかね、のほうにあって、人口補正があることによって、この金額が積み上げられたということだと思いますでしょうか。例えば、庄内地区では庄内地区の人口1万なら1万人がいることによって、このぐらいの額が積み上がったとかいうふうな考え方になるのでしょうか。

○財政課長

先ほど、この計算式については概略を申し上げましたが、180億円というのが基数になっておりまして、それに合併後の人口補正というのがありまして、これが本市の場合は1.0という数字になっています。それから増加人口補正というのもまたこれに乗じますが、この増加人口というのは合併市町村で一番大きな人口をもつ市町村、それを全体の人口から引きます。この当時13万6701人でしたので、旧飯塚市が8万651人ということで、その差の5万6050人、これをもとに指数を計算しますと1.715215という補正数になります。それから合併市町村の市町村数、これは大体1から2ぐらいの間になります。本市では5団体での合併でございますので1.6という補正数になります。こういうものに乗じましてこの計算

をいたしております。

○永末委員

資料のほう出していただきまして、実際に平成26年度の6月補正の段階で、総累計として283億円計上されております。残る額が限度からそれを引いた額になってくるわけですが、本来的には資料要求のほうで私のほうが知りたかったのは、旧1市4町ごとの活用額を知りたかったというのがございます。例えば、庄内地区にいくらぐらい特例債のほうが使われているのかというところが知りたかったんですけど、やはりそういったのを出していただくのは難しいですかね。

○財政課長

これは資料要求がありましたときにお話をさせていただいておりますが、この事業を見られたらわかると思いますが、いま言われますように、1市4町に割り振られるものと、全体を網羅している内容と、その全体にかかわっているものもかなり金額にしても大きくございます。そういった形で、この全体のいま記載しております特例債を、旧1市4町ごとのほうに割り振るとするのは非常に難しいということで考えております。

○財務部長

少し補足させていただきます。計算上は、合併の団体数とか、人口の増加数とかいうことが計算式の中に入っていますので、無理すればでないことはないと思いますが、合併して初めてこの特例債全体の額が計算される形になりますし、この合併特例債そのものが、合併後の新市の一体的な発展とか、全体的な発展のために使っていく起債でございますので、そこの旧団体ごとに割り振るとかいうそういう考えは、適当ではないというふうに考えております。

○永末委員

私の趣旨としまして、割り振ってくださいというふうに言っているわけではないんですけど、いま言われているように、一体的な発展というところでは平準化と言いますか、そういった部分が大変重要な部分であると思います。一方でやはり地元の声を聞きますと、合併してあまり、庄内なら庄内のほうで合併していいことがなかったかという声を聞くのも現実でございます。そういった声があるのは、ぜひ聞いていただきたいと思います。見えない部分で、使われている部分がたくさんあると思います。こういったのも見ていただきますとですね。見えない部分で使っている部分があるかと思うんですけど、やはりそういったので見えてなくて、合併後どうなんだというところで、実際言われているのも現実でございますので、そのあたりしっかりと対応していただきたいというのは思いますけども、そういった声があるというのをぜひ感じておいていただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、歳入について質疑を終結いたします。

次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債各補正についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、繰越明許費、債務負担行為、地方債各補正についての質疑を終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」に対するすべての質疑を終結いたします。それでは討論に入ります。討論を許します。討論はあ

りませんか。

○宮嶋委員

いろんな要求をしましたら、先ほどもいろいろ問題なっていましたけれど、予算がないというような発言があります。結局、一般会計の予算では693億円という予算が組んであるわけで、この予算をどういうふうにするのか、どういうふうに分けるのかということらへんが、いわゆる予算の使い方だと思います。

今回も質疑を、毎回させていただいておりますが、同和関係の集会所等などについては全額の整備費が出されると。一般の公民館と集会所と違いますよというふうに、きょう言われていたけれど、同じように使うわけですから一般の公民館に関しては地元自治会の負担もあって、それぞれ工夫して募金も集められて積み立てもされて、改修とか改築を工夫されてやってあります。今回は颯田の自治公民館が市の財産であったけれども、自治会に移譲するというので、これに対しての補助金ということとそういうものも出ております。こういうことの3つの場合があるわけですけど、こういうものに対する考え方ですね。やっぱり予算は平等に公平に使っていただきたい。やっぱり多くの皆さんが納得できる場所で使ってもらいたいし、住民の危険とか、そういうことに関しては、やっぱり思い切った予算執行していただきたいということを申し述べて、この補正予算に対しての反対の立場をとらせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○永末委員

賛成の立場で討論させていただきますけども、1点だけ意見を申し述べさせていただきますと思います。財産管理費の颯田地区自治公民館移譲経費につきまして、質問のほうをさせていただきましたが、やはり質問の中でも申し上げましたが、他地区との公平性という意味で、やはりこの移譲費につきましては、検討が少し甘いんじゃないかということを感じました。やはり、ほかの地区の方がこの現状を知ったときにどう考えられるかということで見ただくとわかるかと思うんですけども、行革の部分で必要な経費であるということでも申し上げられていたんですけども、そういった事情がある一方で、やはり他地区の方の住民感情というものもしっかりと勘案していただきたいと思います。

立場としましては賛成の立場での討論とさせていただきますけども、しっかりと今後こういうことがないように検討のほうを進めていっていただきたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第50号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。本特別委員会は3日間の日程を予定いたしておりましたが、皆様のご協力のもと、1日で審査を終了することができました。

今回の補正予算は市長選後の肉付けされた予算ということもあり、重要な案件が含まれておりましたが、委員、執行部の皆さんともに短い期間でしっかりと準備していただき、十分な審査ができたものと思っております。

特に資料作成では、執行部の皆さんには、通常業務に加えての作業ということで、厳しい中、ご協力いただいたことに感謝申し上げます。

さて、委員会質疑の中で委員のほうから要望であったり、質疑であったりという点が出てきております。その中には、実際には原案として可決されたものの、重要な指摘等が含まれてい

たと私どもは思っております。ぜひ、その点をお含みいただき、執行に当たっては十分な配慮をお願いしたいと思っております。以上をもちまして、正副委員長としてのご挨拶とさせていただきます。お疲れ様でした。

以上をもちまして、平成26年度一般会計補正予算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。